

令和4年11月山口県議会定例会議案目次

条 例

議案第8号	山口県情報公開・個人情報保護審査会条例	1
議案第9号	個人情報の保護に関する法律施行条例	11
議案第10号	デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	19
議案第11号	山口県情報公開条例の一部を改正する条例	21
議案第12号	一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	33
議案第13号	一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	67
議案第14号	知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例	93
議案第15号	会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	95
議案第16号	会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	97
議案第17号	山口県自然海浜保全地区条例の一部を改正する条例	99

議案第八号

山口県情報公開・個人情報保護審査会条例

令和四年十一月三十日提出

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県情報公開・個人情報保護審査会条例

目次

- 第一章 総則（第一条）
- 第二章 設置及び組織（第二条―第七条）
- 第三章 審査会の調査審議の手続
 - 第一節 情報公開に係る審査請求についての調査審議の手続（第八条―第十四条）
 - 第二節 個人情報保護に係る審査請求についての調査審議の手続（第十五条）
 - 第三節 その他の調査審議の手続（第十六条）
- 第四章 雑則（第十七条・第十八条）
- 第五章 罰則（第十九条）
- 附則
- 第一章 総則

(趣旨)

第一条 この条例は、山口県情報公開・個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議の手續等について定めるものとする。

第二章 設置及び組織

(設置)

第二条 次に掲げる事務を行わせるため、山口県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

一 次に掲げる規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。

イ 山口県情報公開条例（平成九年山口県条例第十八号）第二十一条第一項

ロ 個人情報情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第百五条第三項において準用する同条第一項

二 情報公開に関する事項又は個人情報情報の保護に関する事項について建議すること。

(組織)

第三条 審査会は、委員六人以内で組織する。

(委員)

第四条 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第五条 審査会に、会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第六条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、会長（会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する委員）及び二人以上の委員が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第七条 審査会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 部会の会議は、部会に属する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

7 審査会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審査会の決議とすることができる。

8 前条（第三項を除く。）の規定は、部会の会議に準用する。

第三章 審査会の調査審議の手続

第一節 情報公開に係る審査請求についての調査審議の手続

(審査会の調査権限)

第八条 審査会（部会が調査審議する場合にあっては、部会。以下この条から第十三条までにおいて同じ。）は、必要があると認めるときは、

諮問実施機関（山口県情報公開条例第二十一条第一項の規定により審査会に諮問した同条例第二条第一項に規定する実施機関をいう。以下この節において同じ。）に対し、公文書（同条第二項に規定する公文書をいう。以下この節において同じ。）の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の開示を求めることができない。

2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第一項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十三条第四項に規定する参加人をいう。以下同じ。）又は諮問実施機関（以下この節において「審査関係人」という。）にその主張を記載した書面（以下「主張書面」という。）又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第九条 審査会は、審査関係人の申立てがあったときは、当該審査関係人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認める場合には、この限りでない。

2 前項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（主張書面等の提出）

第十条 審査関係人は、審査会に対し、主張書面又は資料を提出することができる。この場合において、審査会が、主張書面又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（委員による調査手続）

第十一条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第八条第一項の規定により提示された公文書を閲覧させ、同条第四項の規定による調査をさせ、又は第九条第一項本文の規定による審査関係人の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第十二条 審査会は、第八条第三項若しくは第四項又は第十条の規定による資料又は主張書面の提出があったときは、当該資料又は主張書面の写し(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。))にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面(を当該資料又は主張書面を提出した審査関係人以外の審査関係人に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。)

2 審査関係人は、審査会に対し、審査会に提出された資料若しくは主張書面の閲覧(電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)又は当該資料若しくは当該主張書面の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

3 審査会は、第一項の規定による送付をし、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該送付、閲覧又は交付に係る資料又は主張書面の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第二項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

5 第二項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人は、山口県使用料手数料条例(昭和三十一年山口県条例第一号)に定めるところにより、手数料を納入しなければならない。

(調査審議手続の非公開)

第十三条 審査会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第十四条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するもの

とする。

第二節 個人情報保護に係る審査請求についての調査審議の手續

第十五条 第八条（第四項を除く）、第十一条、第十二条第一項及び第三項並びに第十三条の規定は、個人情報の保護に関する法律第百五条第三項において準用する同条第一項の規定により審査会に諮問がされた場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第八条第一項	山口県情報公開条例第二十一条第一項	個人情報の保護に関する法律第百五条第三項において準用する同条第一項
	同条例第二条第一項	個人情報の保護に関する法律施行条例（令和四年山口県条例第 号）第二条第二項
	公文書（同条第二項に規定する公文書	保有個人情報（同法第六十条第一項に規定する保有個人情報
	公文書の	保有個人情報の
	公文書に記録されている	保有個人情報に含まれている
第八条第三項	公文書を閲覧させ、同条第四項の規定による調査をさせ、又は第九条第一項本文の規定による審査関係人の意見の陳述を聴かせる	保有個人情報を閲覧させる
第十一条	若しくは第四項又は第十条	、個人情報の保護に関する法律第百六条第二項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法第八十一条第三項において準用する同法第七十四条又は同項において準用する同法第七十六条
第十二条第一項	送付をし、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定	

第十二条第三項

による交付をしようとするときは、当該送付、閲覧又は交付

送付をしようとするときは、当該送付

第三節 その他の調査審議の手續

第十六条 審査会は、調査審議を行うために必要があるときは、県の機関、県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）その他の関係者に対し、必要な資料又は情報の提供、説明、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

第四章 雑則

（庶務）

第十七条 審査会の庶務は、総務部において処理する。

（その他）

第十八条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営について必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

第五章 罰則

第十九条 第四条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 審査会に、第二条各号に掲げる事務に併せて、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和四年山口県条例第 号）附則第五項若しくは第六項又は山口県情報公開条例の一部を改正する条例（令和四年山口県条例第 号）附則第三項若しくは第四項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議する事務を行わせる。

(山口県使用料手数料条例の一部改正)

3 山口県使用料手数料条例(昭和三十一年山口県条例第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の2の表一の項を次のように改める。

一	
山口県情報公開・個人情報保護審査会に提出された資料の写し等	
資料の写し等交付手数料	
<p>山口県情報公開・個人情報保護審査会に提出された資料の写し等</p>	<p>山口県情報公開・個人情報保護審査会(昭和四十年山口県条例第一号)第十二条第二項に規定する資料又は主として複写機により用紙に複写したものを交付する場合</p>
<p>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十六年山口県条例第三十二号)第四条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して交付する場合</p>	<p>用紙の片面に複写し、又は出力したものを交付することとしたならば、複写され、又は出力される用紙一枚につき</p>
<p>一枚につき</p>	<p>一枚につき</p>
<p>十円</p>	<p>十円 (カラーで出力したものであつては、二十円)</p>
<p>十円</p>	<p>十円 (カラーで複写したものであつては、二十円)</p>
<p>備考 用紙の両面に複写し、又は出力したものを交付する場合の手数料の金額は、</p>	

片面を一枚として算定する。

議案第九号

個人情報保護に関する法律施行条例

令和四年十一月三十日提出

山口県知事 村岡 嗣 政

個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第一条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(開示決定等の期限)

第二条 法第八十二条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があつた日から十五日以内に行なわなければならない。ただし、法第七十七条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、県の機関（議会を除く。以下同じ。）及び県が設立した地方独立行政法人（以下「実施機関」という。）は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第三条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があつた日から四十五日以内にその全てについて開示決定等をするこ

とにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 この条の規定を適用する旨及びその理由
- 二 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(手数料)

第四条 県の機関から保有個人情報の開示を受ける者又は法第百十五条（法第百十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を県の機関と締結する者は、山口県使用料手数料条例（昭和三十一年山口県条例第一号）に定めるところにより、手数料を納入しなければならない。

(山口県情報公開・個人情報保護審査会への諮問)

第五条 県の機関は、次に掲げる場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、山口県情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

- 一 この条例を改正し、又は廃止しようとする場合
- 二 法第六十六条第一項の規定によって講ずべき措置の基準を定めようとする場合
- 三 前二号に掲げる場合のほか、県の機関における個人情報の取扱いに関する定めをしようとする場合

(開示、訂正及び利用停止の状況の公表)

第六条 知事は、少なくとも毎年一回、実施機関による保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の状況を公表しなければならない。
(実施機関への委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行について必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(山口県個人情報保護条例の廃止)

2 山口県個人情報保護条例(平成十三年山口県条例第四十三号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に旧条例第二条第二項に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員(同条第四項に規定する職員をいう。以下同じ。)である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧条例第二条第一項に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)の取扱いに従事していた者に係る旧条例第八条の規定による職務上知り得た旧個人情報の内容のみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務及び次に掲げる者に係る旧条例第九条第三項(同条第四項の規定により準用する場合を含む。)の規定によるその業務に関して知り得た旧個人情報の内容のみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

一 この条例の施行前において旧実施機関が委託した旧個人情報の取扱いを伴う業務に従事していた者

二 この条例の施行前において地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定に基づき県が公の施設の管理を行っていた法人その他の団体(以下「指定管理者」という。)及びその管理の業務に従事していた者

4 この条例の施行前に旧条例第十条第一項若しくは第二項、第二十一条第一項若しくは第二項又は第二十七条第一項若しくは第二項の規定による請求(以下「旧開示等請求」という。))がされた場合における旧個人情報の開示、訂正及び利用停止並びに費用の負担については、なお従前の例による。

5 この条例の施行前にされた旧開示等請求に係る旧条例第十二条第一項、第二十三条第一項若しくは第二十九条第一項の決定(前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。以下「旧開示等決定」という。))、山口県行政手続条例(平成七年山口県条例第一号)第六条の規定による旧開示等決定の拒否又は旧開示等請求に係る不作為に係る審査請求については、なお従前の例による。この場合において、

旧条例第三十二条中「山口県情報公開審査会」とあるのは、「山口県情報公開・個人情報保護審査会」とする。

6 この条例の施行前に旧条例に基づき山口県情報公開審査会（以下「旧審査会」という。）にされた諮問でこの条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは山口県情報公開・個人情報保護審査会にされた諮問とみなし、当該諮問について旧審査会がした調査審議の手続は山口県情報公開・個人情報保護審査会がした調査審議の手続とみなす。

7 前項の規定により山口県情報公開・個人情報保護審査会にされたものとみなされる諮問に係る調査審議の手続については、なお従前の例による。

8 旧審査会の委員であった者に係る旧条例第三十六条第二項の規定による職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

9 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第二条第五項に規定する個人情報ファイルであって同項第一号に係るもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

二 附則第三項第一号に掲げる者

三 指定管理者が行っていた公の施設の管理の業務に従事していた者

10 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧個人情報（旧条例第二条第四項に規定する公文書に記録されていたものに限る。）をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

11 この条例の施行前にした行為及び附則第八項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（山口県使用料手数料条例の一部改正）

12 山口県使用料手数料条例（昭和三十一年山口県条例第一号）の一部を次のように改正する。

別表第二の一の項を同表一の二の項とし、同項の前に次のように加える。

	<p>行政文書の 写し等交付 手数料</p>	
<p>備考</p> <p>用紙の両面に複写し、又は出力したものを交付する場合の手数料の金額は、 片面を一枚として算定する。</p>	<p>複写機により用紙 （日本産業規格A列 三番までのものに限 る。）に複写したも のを交付する場合</p> <p>電磁的記録に記録さ れた事項を用紙（日 本産業規格A列三番 までのもの）に限 る。）に出力したも のを交付する場合</p> <p>電磁的記録を光ディ スク（日本産業規格 X〇六及びX六 二八一に適合する直 径百二十ミリメー ルの光ディスクの再 生装置で再生するこ とが可能なものに限 る。）に複写したも のを交付する場合</p> <p>その他の方法により 交付する場合</p>	<p>一枚につき 十円 （カラーで複写したも にあつては、二十円）</p> <p>一枚につき 十円 （カラーで出力したも にあつては、二十円）</p> <p>一枚につき 四十円</p> <p>一回につき 実費に相当する額</p>

			る契約を締結し た者		
--	--	--	---------------	--	--

議案第十号

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

令和四年十一月三十日提出

山口県知事 村 岡 嗣 政

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

次に掲げる条例の規定中「山口県個人情報保護条例（平成十三年山口県条例第四十三号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）」に改める。

- 一 山口県営住宅条例（昭和二十七年山口県条例第三十一号）第四十五条の四
- 二 山口県港湾施設管理条例（昭和三十一年山口県条例第十三号）第十七条
- 三 山口県漁港管理条例（昭和三十五年山口県条例第四十七号）第十七条
- 四 児童福祉施設条例（昭和三十九年山口県条例第二十六号）第七条
- 五 山口県栽培漁業センター条例（昭和三十九年山口県条例第四十四号）第六条
- 六 山口県母子・父子福祉施設条例（昭和四十六年山口県条例第三号）第十条
- 七 山口県立都市公園条例（昭和四十八年山口県条例第三号）第十六条
- 八 身体障害者社会参加支援施設条例（昭和四十八年山口県条例第七号）第十一条
- 九 山口県青少年自然の家条例（昭和四十九年山口県条例第三号）第十一条

- 十 山口県立美術館条例（昭和五十四年山口県条例第二号）第十六条
- 十一 山口県埋蔵文化財センター条例（昭和五十五年山口県条例第十五号）第十一条
- 十二 山口県流域下水道条例（昭和六十一年山口県条例第一号）第七条
- 十三 山口県セミナーパーク条例（平成七年山口県条例第二号）第十一条
- 十四 山口県自然公園施設条例（平成七年山口県条例第四号）第十条
- 十五 山口県国際総合センター条例（平成八年山口県条例第一号）第十一条
- 十六 山口県民文化ホール条例（平成八年山口県条例第二号）第十二条
- 十七 山口県健康づくりセンター条例（平成九年山口県条例第二号）第十二条
- 十八 山口県芸術村条例（平成十年山口県条例第二十三号）第十二条
- 十九 山口県民芸術文化ホール条例（平成十一年山口県条例第三十七号）第十二条
- 二十 山口県立自然観察公園条例（平成十三年山口県条例第五号）第十一条
- 二十一 山口県民活動支援センター条例（平成十四年山口県条例第五号）第十条
- 二十二 山口県しごとセンター条例（平成十六年山口県条例第二号）第十条
- 二十三 山口県スポーツ交流まちづくり拠点施設条例（平成十七年山口県条例第四十九号）第十一条
- 二十四 山口県フラワールアンド条例（平成十七年山口県条例第五十号）第十三条
- 二十五 山口県防災センター条例（平成二十年山口県条例第三十号）第十二条

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

議案第十一号

山口県情報公開条例の一部を改正する条例

令和四年十一月三十日提出

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県情報公開条例の一部を改正する条例

山口県情報公開条例（平成九年山口県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十五条」を「第十八条」に、「第十五条の二―第十七条」を「第十九条―第二十二條」に改め、「第四章 山口県情報公開審査会（第十八条―第二十条）」を削り、「第五章」を「第四章」に、「第二十一条」を「第二十三条」に、「第六章」を「第五章」に、「第二十二條―第二十八條」を「第二十四條―第三十條」に改める。

第二条第二項中「、写真、フィルム又は」を「及び」に改め、「（以下「文書等」という。）」を削り、同項に次のただし書を加える。
ただし、次に掲げるものを除く。

- 一 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
 - 二 山口県文書館その他規則で定める施設において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの
- 第二条第三項を削る。

第三条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

第六条中「をしようとする者」を削り、「書面」の下に「（以下「開示請求書」という。）」を加え、「提出しなければ」を「提出してしな

ければ」に改め、同条第一号中「氏名」を「開示請求をする者の氏名」に改め、「住所」の下に「又は居所」を加え、「、その」を削り、同条第二号中「開示請求」を「公文書の名称その他の開示請求」に、「ために必要な」を「に足りる」に改め、同条に次の一項を加える。

2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

第七条を次のように改める。

（公文書の開示義務）

第七条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

一 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第二項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である

場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

二 個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十条第三項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第四項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第一項に規定する保有個人情報から削除した同法第二条第一項第一号に規定する記述等若しくは同条第二項に規定する個人識別符号

三 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

四 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある
と実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

五 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

六 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不

当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ホ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
第二十八条を削る。

第二十七条の見出しを「(実施機関への委任)」に改め、同条中「前各条」を「この条例」に改め、同条を第三十条とする。

第二十六条を第二十九条とする。

第二十五条の前の見出しを削り、同条を第二十八条とし、同条の前の見出しとして「(出資法人及び指定管理者の情報公開)」を付する。

第二十四条を第二十七条とし、第二十三条を第二十六条とし、第二十二條を第二十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

(開示請求をしようとする者に対する情報の提供等)

第二十五条 実施機関は、開示請求をしようとする者が容易かつ的確に開示請求をすることができるよう、当該実施機関が保有する公文書の特
定に資する情報の提供その他開示請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

第二十一条第一号中「第十一条各号(第八号を除く。)」を「第七条各号」に改め、第五章中同条を第二十三条とする。

第四章を削り、第五章を第四章とし、第六章を第五章とする。

第十七条中「第九条第四項」を「第十五条第三項」に改め、同条第二号中「第七条第一項の決定」を「開示決定等(開示請求に係る公文書の
全部を開示する旨の決定を除く。)」に、「当該決定」を「当該審査請求」に改め、第三章中同条を第二十二條とし、同条の前に次の一条を加
える。

(山口県情報公開・個人情報保護審査会への諮問)

第二十一条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、山口県情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

一 審査請求が不適法であり、却下する場合

二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとする場合（当該公文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

2 前項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

一 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

二 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

三 当該審査請求に係る公文書の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

第十六条を削る。

第十五条の三中「第七条第一項の決定、山口県行政手続条例（平成七年山口県条例第一号）第六条の規定による開示決定の拒否」を「開示決定等」に改め、同条を第二十条とする。

第十五条の二中「する第七条第一項の決定」を「した開示決定等」に改め、同条を第十九条とする。

第二章に次の三条を加える。

（開示の実施）

第十六条 実施機関は、開示決定をしたときは、前条第三項の場合を除き、速やかに開示の実施をしなければならない。

2 公文書の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による公文書の開示にあつては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

（他の法令等による開示実施等との調整）

第十七条 実施機関は、他の法令等の規定により、何人にも開示請求に係る公文書が前条第二項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該公文書については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第二項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。
(手数料等)

第十八条 実施機関（県が設立した地方独立行政法人を除く。）から公文書の開示を受ける者は、山口県使用料手数料条例（昭和三十一年山口県条例第一号）に定めるところにより、手数料を納入しなければならない。

2 県が設立した地方独立行政法人から公文書の開示を受ける者は、当該地方独立行政法人の定めるところにより、当該開示の実施に要する費用を負担しなければならない。

第十条から第十五条までを削る。

第九条第一項中「当該実施機関以外の者（以下「第三者」という。）を「第三者（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者をいう。以下同じ。）」に、「第七条第一項の決定」を「開示決定等」に改め、同条第二項中「第三者に関する情報が記録されている公文書を開示しようとする場合であつて、当該情報が第十一条第二号ハ又は第三号イからハまでに規定する情報に該当すると認められる」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第三者に関する情報が記録されている公文書を開示しようとする場合であつて、当該情報が第七条第一号ロ又は同条第三号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

二 第三者に関する情報が記録されている公文書を第九条の規定により開示しようとするとき。

第九条第三項を削り、同条第四項中「前項の規定にかかわらず、」を削り、「第一項又は第二項」を「前二項」に、「と公文書の開示をする」を「と開示を実施する」に改め、「直ちに」の下に「、当該意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し」を加え、

「公文書の開示をする日を当該第三者に」を「開示を実施する日を」に改め、同項を同条第三項とし、同条を第十五条とする。

第八条第一項中「前条第一項の決定」を「開示決定等」に、「請求者」を「開示請求者」に改め、同条第二項中「前条第一項の決定」を「開示決定等」に改め、同条第三項中「公文書の開示をすること」を「第十一条第一項」に改め、「公文書の部分開示をすることの決定を含む。」を削り、「公文書の開示」を「開示の実施」に改め、「当該開示」の下に「の実施」を加え、同条を第十四条とする。

第七条の次に次の六条を加える。

(部分開示)

第八条 実施機関は、開示請求に係る公文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 開示請求に係る公文書に前条第一号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公益上の理由による裁量的開示)

第九条 実施機関は、開示請求に係る公文書に不開示情報(第七条第二号に掲げる情報を除く。)が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。

(公文書の存否に関する情報)

第十条 開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第十一条 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限）

第十二条 前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があつた日から十五日以内にしなければならない。ただし、第六条第

二項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限の特例）

第十三条 開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求があつた日から四十五日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 この条の規定を適用する旨及びその理由

二 残りの公文書について開示決定等をする期限

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に改正前の山口県情報公開条例（以下「旧条例」という。）第五条の規定による請求（以下「旧開示請求」という。）がされた場合における旧条例第二条第二項に規定する公文書の開示及び費用の負担については、なお従前の例による。
 - 3 この条例の施行前にされた旧開示請求に係る旧条例第七条第一項の決定（前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。以下「旧開示決定」という。）、山口県行政手続条例（平成七年山口県条例第一号）第六条の規定による旧開示決定の拒否又は旧開示請求に係る不作為に係る審査請求については、なお従前の例による。この場合において、旧条例第十六条中「山口県情報公開審査会」とあるのは、「山口県情報公開・個人情報保護審査会」とする。
 - 4 この条例の施行前に旧条例に基づき山口県情報公開審査会（以下「旧審査会」という。）にされた諮問でこの条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは山口県情報公開・個人情報保護審査会にされた諮問とみなし、当該諮問について旧審査会がした調査審議の手續は山口県情報公開・個人情報保護審査会がした調査審議の手續とみなす。
 - 5 前項の規定により山口県情報公開・個人情報保護審査会にされたものとみなされる諮問に係る調査審議の手續については、なお従前の例による。
 - 6 この条例の施行の際現に旧審査会の委員である者は、この条例の施行の日に、山口県情報公開・個人情報保護審査会条例（令和四年山口県条例第 号）第四条第一項の規定により、山口県情報公開・個人情報保護審査会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる委員の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、令和五年八月三十一日までとする。
 - 7 旧審査会の委員であった者に係る旧条例第十八条第四項の規定による職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
 - 8 この条例の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- （山口県使用料手数料条例の一部改正）

9 山口県使用料手数料条例（昭和三十一年山口県条例第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の1の表中三の項を四の項とし、二の項の次に次のように加える。

三 情報公開に 関する事務		
公文書の写 し等交付手 数料		
<p>備考</p> <p>用紙の両面に複写し、又は出力したものを交付する場合の手数料の金額は、 片面を一枚として算定する。</p>	<p>複写機により用紙 （日本産業規格A列 三番までのものに限 る。）に複写したも のを交付する場合</p>	<p>一枚につき</p> <p>（カラーで複写したも にあつては、二十円 ） 十円</p>
	<p>電磁的記録に記録さ れた事項を用紙（日 本産業規格A列三番 までのもの）に限 る。）に出力したも のを交付する場合</p>	<p>一枚につき</p> <p>（カラーで出力したも にあつては、二十円 ） 十円</p>
	<p>電磁的記録を光デ ィスク（日本産業規 格X〇六〇六及びX 二八一に適合する直 径百二十ミリメー ルの光ディスクの再 生装置で再生するこ とが可能なものに限 る。）に複写したも のを交付する場合</p>	<p>一枚につき</p> <p>四十円</p>
	<p>その他の方法により 交付する場合</p>	<p>一回につき</p> <p>実費に相当する額</p>

(政務活動費の交付に関する条例の一部改正)

- 10 政務活動費の交付に関する条例(平成十三年山口県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。
第十一条第四項中「第十一条第二号」を「第七条第一号」に改める。

議案第十二号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

令和四年十一月三十日提出

山口県知事 村岡嗣政

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十六年山口県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第五条第八項を次のように改める。

8 五十五歳を超える職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)の第六項の規定による昇給(当該年齢に達した日の翌日以後の最初の四月一日以後に行う昇給に限る。)は、当該職員が同項に規定する期間の全部を特に良好な成績で勤務した場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、人事委員会規則で定めるところにより決定するものとする。

第十六条の八第二項第一号中「百分の九十五」を「百分の百」に、「百分の百十五」を「百分の百二十」に改め、同項第二号中「百分の四十五」を「千分の四百七十五」に、「百分の五十五」を「千分の五百七十五」に改める。

別表第一から別表第五までを次のように改める。

別表第一 行政職給料表(第四条関係)

職員の区分	職務の等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	150,800	199,500	235,500	267,300	292,100	320,700	364,600	410,100	460,600
	2	151,900	201,300	237,100	269,000	294,300	322,900	367,300	412,500	463,700
	3	153,100	203,100	238,600	270,500	296,400	325,300	369,700	415,000	466,700
	4	154,200	204,900	240,100	272,300	298,400	327,500	372,300	417,400	469,700
	5	155,300	206,400	241,500	274,000	300,200	329,700	374,200	419,300	472,800
	6	156,400	208,200	243,100	275,800	302,200	331,700	376,700	421,600	475,800
	7	157,600	210,000	244,600	277,600	304,000	333,900	379,000	423,700	478,800
	8	158,700	211,800	246,100	279,600	305,700	336,100	381,500	425,900	481,900
	9	159,700	213,400	247,200	281,500	307,600	338,000	383,900	427,900	484,600
	10	161,100	215,200	248,700	283,600	309,900	340,200	386,600	430,100	487,700
	11	162,400	217,000	250,200	285,500	312,100	342,200	389,300	432,200	490,700
	12	163,700	218,800	251,500	287,400	314,400	344,400	392,000	434,300	493,900
	13	164,900	220,200	253,000	289,300	316,500	346,300	394,400	436,000	496,600
	14	166,400	222,100	254,200	291,100	318,600	348,300	396,700	437,800	498,900
	15	167,900	223,800	255,500	292,600	320,800	350,300	398,900	439,800	501,200
	16	169,500	225,600	256,700	294,000	322,900	352,300	401,300	441,800	503,500
	17	170,600	227,200	258,000	295,800	324,800	354,000	403,100	443,700	505,600
	18	172,000	228,900	259,400	297,800	326,900	356,000	405,100	445,500	507,000
	19	173,400	230,500	260,800	299,900	328,900	357,800	407,000	447,300	508,500
	20	174,800	232,000	262,400	301,900	330,900	359,700	408,800	449,000	509,900
	21	176,100	233,300	264,000	303,800	332,600	361,600	410,800	450,800	511,100
	22	178,700	234,900	265,700	306,000	334,700	363,500	412,600	452,400	512,500
	23	181,200	236,500	267,300	308,000	336,700	365,500	414,400	453,800	514,100
	24	183,700	238,000	268,900	310,100	338,800	367,500	416,300	455,300	515,600
	25	186,300	239,000	270,700	311,800	340,200	369,500	418,100	456,700	516,700
	26	188,000	240,500	272,500	313,900	342,100	371,400	419,600	458,000	517,800
	27	189,600	241,900	274,200	315,900	344,000	373,400	421,100	459,300	519,000
	28	191,300	243,100	275,900	317,900	345,900	375,400	422,700	460,500	520,200
	29	192,800	244,300	277,500	319,600	347,600	376,900	424,300	461,500	521,200

	30	194,400	245,300	279,200	321,600	349,500	378,700	425,600	462,200	522,100
	31	196,200	246,300	281,000	323,700	351,400	380,500	426,900	463,000	523,000
	32	197,900	247,300	282,500	325,900	353,200	382,100	428,100	463,700	523,900
	33	199,400	248,400	283,800	327,100	355,100	383,900	429,300	464,400	524,700
	34	200,800	249,300	285,500	329,100	356,900	385,300	430,700	465,200	525,600
	35	202,300	250,200	287,100	331,000	358,700	386,800	432,000	465,900	526,300
	36	203,800	251,200	288,800	333,100	360,400	388,500	433,200	466,500	526,800
	37	205,000	252,100	290,400	335,000	361,800	389,900	434,400	467,000	527,500
	38	206,300	253,400	292,100	336,900	363,100	391,100	435,200	467,600	528,100
	39	207,600	254,600	293,900	338,900	364,500	392,300	436,000	468,200	528,900
	40	208,900	255,900	295,700	340,800	365,900	393,400	436,800	468,800	529,500
	41	210,100	257,200	297,200	342,700	367,300	394,500	437,400	469,300	530,000
	42	211,400	258,600	298,900	344,600	368,200	395,700	438,100	469,800	
	43	212,700	259,800	300,400	346,500	369,300	396,900	438,800	470,200	
	44	214,000	261,000	302,000	348,400	370,400	398,000	439,500	470,500	
	45	215,000	262,100	303,600	349,900	371,200	398,700	440,300	470,800	
	46	216,300	263,400	305,400	351,300	372,100	399,400	441,100		
	47	217,600	264,700	307,000	352,800	373,000	400,100	441,500		
	48	218,900	265,800	308,700	354,300	373,900	400,800	442,200		
	49	219,900	266,900	309,600	355,900	374,800	401,400	442,700		
	50	221,000	267,900	311,100	356,700	375,600	402,000	443,100		
	51	222,000	269,100	312,600	357,900	376,400	402,500	443,500		
	52	223,100	270,200	314,200	358,900	377,200	402,900	443,900		
	53	224,200	271,200	315,800	359,800	377,900	403,300	444,300		
	54	225,200	272,200	317,400	360,900	378,600	403,600	444,700		
	55	226,100	273,300	319,000	361,800	379,300	403,900	445,100		
	56	227,100	274,400	320,500	362,900	380,000	404,200	445,400		
	57	227,400	275,300	322,000	363,800	380,500	404,500	445,700		
	58	228,200	276,300	323,200	364,500	381,100	404,800	446,100		
	59	228,900	277,200	324,400	365,200	381,700	405,100	446,400		
	60	229,600	278,300	325,700	365,900	382,400	405,400	446,700		
再任職 用職員 以外の 職員	61	230,300	279,400	326,400	366,300	382,800	405,700	447,000		
	62	231,100	280,400	327,300	366,900	383,500	406,000			
	63	231,800	281,300	328,100	367,700	384,100	406,300			
	64	232,400	282,300	328,900	368,400	384,700	406,600			
	65	233,000	282,800	329,800	368,700	385,100	406,900			
	66	233,600	283,800	330,200	369,400	385,700	407,200			

67	234,200	284,500	330,900	370,100	386,300	407,500
68	234,900	285,400	331,700	370,800	386,900	407,800
69	235,600	286,400	332,500	371,100	387,300	408,000
70	236,200	287,200	333,200	371,700	387,800	408,300
71	236,700	288,000	333,900	372,400	388,400	408,600
72	237,400	288,800	334,600	373,000	389,000	408,900
73	238,100	289,600	335,100	373,300	389,300	409,200
74	238,700	290,100	335,700	373,900	389,700	409,500
75	239,300	290,500	336,200	374,600	390,100	409,800
76	239,800	291,000	336,800	375,200	390,500	410,000
77	240,400	291,200	337,100	375,600	390,800	410,200
78	241,100	291,500	337,600	376,100	391,100	410,500
79	241,900	291,700	338,000	376,700	391,400	410,800
80	242,400	292,100	338,500	377,200	391,700	411,000
81	242,900	292,300	338,900	377,700	391,900	411,200
82	243,500	292,500	339,400	378,300	392,200	411,500
83	244,100	292,900	339,900	378,800	392,500	411,800
84	244,600	293,200	340,400	379,100	392,700	412,000
85	245,100	293,500	340,700	379,500	392,900	412,200
86	245,700	293,800	341,100	380,000	393,200	
87	246,300	294,100	341,600	380,400	393,500	
88	246,800	294,500	342,000	380,800	393,700	
89	247,300	294,800	342,300	381,200	393,900	
90	247,800	295,200	342,700	381,700	394,200	
91	248,100	295,500	343,200	382,100	394,500	
92	248,500	295,900	343,600	382,500	394,700	
93	248,800	296,100	343,800	382,800	394,900	
94		296,300	344,200			
95		296,600	344,700			
96		297,000	345,100			
97		297,200	345,300			
98		297,500	345,700			
99		297,900	346,200			
100		298,300	346,500			
101		298,500	346,800			
102		298,800	347,200			
103		299,200	347,600			

	104		299,500	348,000						
	105		299,700	348,500						
	106		300,000	348,900						
	107		300,400	349,300						
	108		300,700	349,700						
	109		300,900	350,200						
	110		301,300	350,600						
	111		301,700	350,900						
	112		302,000	351,200						
	113		302,200	351,700						
	114		302,400							
	115		302,700							
	116		303,100							
	117		303,300							
	118		303,500							
	119		303,800							
	120		304,100							
	121		304,600							
	122		304,800							
	123		305,100							
	124		305,400							
	125		305,700							
再任用職員		188,600	216,200	256,400	275,900	291,100	316,600	358,500	391,800	443,100

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、講習所等で人事委員会の指定するものに勤務し、教育業務に従事する職員で人事委員会の定めるものについては、一般職に属する学校職員の給与に関する条例別表第三「教育職給料表」を準用することができる。

別表第二 公安職給料表(第四条関係)

職員の区分	職務の等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	175,300	191,100	216,100	256,100	297,700	322,800	349,300	383,700	424,800
	2	177,000	192,800	218,100	257,900	299,500	325,000	351,500	385,900	426,600
	3	178,800	194,600	220,100	259,700	301,300	327,200	353,800	387,800	428,500
	4	180,600	196,400	222,200	261,500	303,300	329,200	356,000	390,000	430,400
	5	182,000	198,200	224,200	263,200	305,000	331,300	358,000	391,700	431,900
	6	183,900	200,400	226,000	265,100	307,000	333,100	360,100	393,700	433,600
	7	185,700	202,600	228,000	266,700	309,000	334,800	362,300	395,500	435,200
	8	187,600	204,800	229,900	268,400	311,100	336,400	364,500	397,300	436,700
	9	189,200	206,800	232,000	269,500	312,900	338,100	366,200	399,000	438,300
	10	190,900	209,100	233,800	271,000	315,100	340,400	368,400	401,000	440,000
	11	192,600	211,600	235,600	272,300	317,200	342,600	370,500	403,000	441,600
	12	194,300	213,900	237,400	273,500	319,200	344,900	372,700	405,100	443,200
	13	196,000	215,900	239,200	274,800	321,200	346,900	374,500	406,800	444,300
	14	198,000	217,700	241,100	276,100	323,100	349,100	376,600	408,900	445,900
	15	200,000	219,500	243,100	277,100	324,700	351,300	378,600	411,000	447,700
	16	202,100	221,400	245,000	278,300	326,300	353,400	380,700	413,100	449,500
	17	204,200	223,300	246,500	279,000	328,100	355,400	382,300	414,800	451,100
	18	206,300	225,000	248,300	280,400	330,400	357,400	384,300	416,500	453,000
	19	208,600	226,900	250,100	281,700	332,500	359,400	386,200	418,200	454,800
	20	210,900	228,700	251,900	283,000	334,800	361,500	388,200	419,800	456,500
	21	213,000	230,400	253,500	284,300	336,700	363,200	390,000	421,500	458,100
	22	214,800	232,200	254,800	285,400	338,700	365,200	392,100	423,100	459,800
	23	216,500	234,000	256,000	286,700	340,800	367,000	394,200	424,500	461,400
	24	218,300	235,800	257,300	287,900	342,800	369,200	396,200	426,000	463,200
	25	220,200	237,400	258,500	288,900	344,700	370,900	397,900	427,300	464,700
	26	222,000	239,100	259,700	290,500	346,800	372,900	399,900	428,700	466,100
	27	223,800	240,800	261,000	292,200	348,800	374,900	402,000	430,200	467,600
	28	225,500	242,500	262,100	293,800	350,800	376,900	404,100	431,900	468,900
	29	227,400	243,700	263,000	295,700	352,600	378,700	405,600	433,200	470,100

30	229,200	245,500	264,100	297,600	354,700	380,800	407,400	434,900	470,800
31	231,000	247,300	265,300	299,300	356,500	382,900	409,100	436,600	471,500
32	232,800	249,100	266,300	301,100	358,600	384,900	410,900	438,200	472,200
33	234,400	250,500	266,800	302,700	360,000	386,800	412,600	439,600	472,700
34	236,100	252,000	268,000	304,400	362,000	388,900	414,100	441,300	473,500
35	237,800	253,300	269,000	306,300	363,900	391,100	415,700	443,000	474,300
36	239,500	254,700	270,000	308,000	366,000	393,000	417,200	444,600	474,900
37	240,700	255,900	270,800	309,700	367,900	394,700	418,500	446,000	475,200
38	242,600	257,200	271,700	311,300	370,100	396,200	420,000	446,700	475,800
39	244,400	258,400	272,700	313,100	372,100	397,500	421,500	447,400	476,300
40	246,200	259,400	273,500	314,600	374,100	398,900	423,000	448,100	476,800
41	247,600	260,400	274,500	316,000	376,100	400,100	424,500	448,500	477,300
42	249,000	261,500	275,600	317,500	378,200	401,200	425,800	449,100	477,700
43	250,300	262,500	276,600	319,200	380,300	402,200	427,100	449,800	478,100
44	251,500	263,600	277,400	320,900	382,300	403,200	428,300	450,400	478,500
45	252,600	264,200	278,500	322,600	384,000	404,400	429,300	451,200	478,800
46	253,700	265,300	279,900	324,500	385,700	405,600	430,000	451,900	
47	254,700	266,200	281,200	326,400	387,300	406,700	430,800	452,400	
48	255,500	267,300	282,600	328,300	389,000	407,900	431,600	453,000	
49	256,200	268,100	284,300	329,700	390,500	409,200	432,200	453,500	
50	257,100	269,100	286,100	331,300	391,500	410,000	432,600	453,800	
51	258,200	270,100	287,600	332,700	392,500	410,900	433,000	454,100	
52	259,200	271,000	289,000	334,400	393,500	411,600	433,300	454,500	
53	259,700	272,000	290,400	335,900	394,800	412,100	433,600	454,900	
54	260,900	272,700	292,000	337,600	395,900	412,800	434,000	455,100	
55	261,700	273,700	293,600	339,200	397,000	413,500	434,300	455,400	
56	262,800	274,600	295,100	341,000	398,200	414,100	434,600	455,600	
57	263,800	275,600	296,500	341,900	399,500	414,800	434,900	456,000	
58	264,600	277,100	298,100	343,600	400,300	415,200	435,200	456,200	
59	265,400	278,300	299,800	345,200	401,100	415,800	435,500	456,400	
60	266,200	279,700	301,400	346,800	401,800	416,400	435,800	456,600	
61	267,000	281,200	302,800	348,500	402,300	416,800	436,100	457,000	
62	267,600	282,800	304,400	350,200	403,000	417,400	436,400		
63	268,400	284,100	306,100	351,900	403,700	417,900	436,700		
64	269,000	285,700	307,600	353,600	404,400	418,400	437,000		
65	270,100	287,000	308,900	355,200	404,700	418,900	437,300		
66	271,300	288,200	310,600	356,800	405,400	419,500	437,600		

		67	272,300	289,600	312,000	358,400	406,100	419,900	437,900		
		68	273,200	290,800	313,700	360,000	406,700	420,400	438,200		
		69	274,300	292,300	315,100	361,200	407,100	420,800	438,400		
		70	275,700	293,700	316,500	362,600	407,600	421,100	438,700		
		71	276,900	295,200	317,800	363,900	408,200	421,400	439,000		
		72	278,200	296,500	319,300	365,300	408,700	421,700	439,300		
		73	279,200	297,700	320,000	366,500	409,200	422,000	439,500		
		74	280,400	299,000	321,600	367,700	409,600	422,300	439,800		
		75	281,700	300,300	323,100	369,100	410,100	422,600	440,100		
		76	282,700	301,600	324,800	370,400	410,600	422,900	440,400		
		77	283,800	302,500	326,700	371,700	411,200	423,100	440,600		
		78	285,100	304,000	328,400	372,900	411,700	423,400	440,900		
		79	286,200	305,200	330,000	374,100	412,300	423,700	441,200		
		80	286,900	306,800	331,600	375,300	412,800	424,000	441,500		
		81	288,000	308,100	333,300	376,500	413,200	424,200	441,700		
		82	289,100	309,500	335,000	377,700	413,800	424,500	442,000		
		83	290,200	310,600	336,600	378,800	414,300	424,800	442,300		
		84	291,300	312,000	338,300	380,000	414,500	425,000	442,600		
		85	292,400	312,900	339,700	381,100	414,800	425,200	442,800		
		86	293,600	314,400	341,200	381,700	415,300	425,500			
		87	294,500	315,700	342,700	382,200	415,600	425,800			
		88	295,700	317,200	344,200	382,800	415,900	426,000			
		89	296,700	318,700	345,500	383,400	416,200	426,200			
		90	297,900	320,200	346,700	384,000	416,600	426,500			
		91	299,000	321,600	348,100	384,600	417,000	426,800			
		92	300,200	323,100	349,400	385,200	417,400	427,000			
		93	300,700	324,400	350,800	385,500	417,700	427,200			
		94	302,000	325,700	352,300	386,000					
		95	303,100	327,200	353,800	386,600					
		96	304,400	328,500	355,300	387,100					
		97	305,600	329,700	356,600	387,500					
		98	306,800	331,000	357,800	387,900					
		99	308,000	332,300	358,900	388,500					
		100	309,200	333,600	360,100	389,000					
		101	310,400	335,000	361,200	389,400					
		102	311,400	335,900	362,300	390,000					
		103	312,500	337,000	363,400	390,600					

再任職
以外
の
職員

104	313,500	338,200	364,600	391,100					
105	314,300	339,300	365,800	391,400					
106	314,900	340,400	366,300	391,800					
107	315,500	341,400	366,900	392,300					
108	316,200	342,500	367,500	392,600					
109	316,700	343,700	368,100	392,900					
110	317,200	344,700	368,700	393,400					
111	317,700	345,700	369,200	393,900					
112	318,300	346,600	369,700	394,400					
113	319,100	347,500	370,100	394,700					
114	319,800	348,500	370,500	395,200					
115	320,500	349,500	371,100	395,700					
116	321,200	350,500	371,600	396,200					
117	321,800	351,500	372,000	396,500					
118	322,600	352,000	372,500	397,000					
119	323,300	352,600	373,100	397,500					
120	324,100	353,200	373,600	398,000					
121	324,700	353,500	373,800	398,400					
122	325,000	353,900	374,300	398,900					
123	325,500	354,400	374,800	399,300					
124	326,000	354,800	375,200	399,800					
125	326,300	355,200	375,700	400,200					
126		355,600	376,200						
127		356,100	376,700						
128		356,500	377,200						
129		356,900	377,500						
130		357,300	378,000						
131		357,700	378,500						
132		358,100	379,000						
133		358,300	379,300						
134		358,800	379,800						
135		359,200	380,200						
136		359,500	380,600						
137		359,800	380,900						
138		360,200	381,400						
139		360,700	381,900						
140		361,200	382,400						

	141		361,500	382,700						
	142		362,000							
	143		362,500							
	144		363,000							
	145		363,300							
再任用職員		242,700	254,400	258,500	290,000	306,600	320,700	344,400	379,700	411,500

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第三 海 事 職 給 料 表 (第 四 条 関 係)

職員の 区分	職務の 等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	180,800	233,400	277,500	325,800	360,600	418,400
	2	183,100	235,600	279,300	327,900	362,800	420,900
	3	185,600	237,600	281,100	329,900	364,900	423,500
	4	187,900	239,700	282,900	331,900	367,300	426,000
	5	190,300	241,700	284,200	334,100	369,300	428,200
	6	192,800	243,800	286,200	335,600	372,300	430,600
	7	195,200	245,900	288,000	337,200	375,300	433,100
	8	197,800	248,000	289,800	338,600	378,100	435,500
	9	200,200	250,200	290,900	339,800	380,700	437,200
	10	202,600	252,100	293,300	341,700	383,400	439,300
	11	205,000	254,000	295,500	343,700	385,900	441,500
	12	207,500	255,800	297,600	345,900	388,100	443,700
	13	209,800	257,400	299,800	347,800	390,900	445,400
	14	212,300	259,300	302,300	350,000	393,600	447,600
	15	214,900	261,100	304,500	352,100	396,400	449,700
	16	217,400	263,000	306,900	354,400	399,100	451,900
	17	219,700	264,700	309,100	356,700	401,900	454,100
	18	222,200	266,600	311,300	359,100	403,900	456,400
	19	224,800	268,500	313,400	361,300	405,900	458,700
	20	227,400	270,400	315,300	363,600	407,900	460,900
	21	229,600	271,900	317,300	365,800	409,400	463,100
	22	231,200	273,500	318,200	367,800	411,400	464,900
	23	232,800	275,000	319,200	369,500	413,200	466,600
	24	234,400	276,400	320,200	371,000	415,200	468,300
	25	235,900	277,700	321,200	373,100	416,700	469,700
	26	237,300	279,300	322,400	375,500	418,200	471,000
	27	238,800	280,700	323,500	377,900	419,900	472,200
	28	240,000	282,100	324,900	380,200	421,600	473,300
	29	241,600	283,300	326,100	382,200	422,600	474,500

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

		30	242,400	284,600	327,600	384,300	424,200	475,500
		31	243,500	286,000	329,100	386,500	425,700	476,500
		32	244,600	287,100	330,700	388,600	427,300	477,700
		33	245,800	287,800	332,200	390,400	428,800	478,000
		34	246,700	289,200	333,500	392,000	430,100	479,000
		35	247,500	290,200	334,600	393,600	431,400	480,100
		36	248,400	291,300	336,100	395,400	432,700	481,200
		37	249,100	292,200	337,500	396,900	433,900	482,100
		38	249,800	293,100	338,800	398,300	434,900	483,000
		39	250,600	293,900	340,200	399,800	435,900	483,900
		40	251,500	294,700	341,400	401,300	436,900	484,800
		41	252,400	295,500	342,300	401,800	437,300	485,600
		42	253,300	296,100	343,400	403,100	437,900	486,300
		43	254,100	296,700	344,600	404,300	438,600	487,000
		44	255,000	297,200	345,900	405,700	439,300	487,700
		45	255,700	298,000	347,300	407,100	439,900	488,200
		46	256,600	299,100	348,800	408,500	440,200	488,800
		47	257,400	300,000	350,200	409,900	440,800	489,400
		48	258,100	301,100	351,600	411,300	441,300	490,000
	再任職以外の職員	49	258,500	302,500	352,400	412,600	441,600	490,300
		50	259,000	303,400	353,800	413,500	442,300	490,900
		51	259,500	304,300	355,100	414,400	443,000	491,600
		52	259,800	305,100	356,500	415,300	443,700	492,100
		53	260,000	306,000	357,800	415,500	444,300	492,600
		54	260,300	306,800	359,200	415,900	445,000	493,300
		55	260,600	307,800	360,500	416,400	445,700	493,600
		56	261,200	308,500	361,900	416,900	446,300	494,200
		57	261,500	309,600	362,500	417,300	446,700	494,700
		58	261,800	310,500	363,700	417,500	447,400	
		59	262,100	311,500	364,800	418,100	448,100	
		60	262,400	312,400	366,100	418,500	448,800	
		61	262,700	313,000	367,200	418,800	449,200	
		62	263,000	313,600	367,800	419,400	449,500	
		63	263,400	314,200	368,300	420,000	449,800	
		64	263,700	314,800	369,000	420,600	450,100	
		65	264,000	315,100	369,400	421,200	450,300	
		66	264,300	315,800	369,900	421,800	450,600	

67	264,500	316,300	370,400	422,300	450,900
68	264,800	316,900	370,900	422,900	451,200
69	265,100	317,600	371,100	423,500	451,400
70			371,400	424,000	451,700
71			371,800	424,600	452,000
72			372,100	425,200	452,200
73			372,600	425,700	452,400
74			372,800	426,300	
75			373,300	426,800	
76			373,700	427,400	
77			374,000	427,900	
78			374,500	428,500	
79			375,000	429,200	
80			375,500	429,800	
81			376,000	430,100	
82			376,400	430,700	
83			376,900	431,400	
84			377,400	432,100	
85			377,800	432,500	
86			378,300	433,000	
87			378,700	433,700	
88			379,200	434,400	
89			379,700	434,600	
90			380,200		
91			380,700		
92			381,200		
93			381,500		
94			381,900		
95			382,400		
96			382,800		
97			383,300		
98			383,600		
99			384,100		
100			384,500		
101			385,100		

再任用職員		221,400	251,500	281,000	321,900	350,900	397,600
-------	--	---------	---------	---------	---------	---------	---------

備考 この表は、人事委員会の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士その他の職員で人事委員会の定めるものに適用する。

別表第四 研究職給料表（第四条関係）

職員 の 区 分	職務の 等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	151,100	199,700	286,100	335,100	390,700
	2	152,200	202,400	288,500	337,300	393,600
	3	153,400	204,800	290,800	339,300	396,200
	4	154,500	207,300	293,100	341,200	399,000
	5	155,600	209,800	295,400	342,900	401,100
	6	156,900	212,100	297,300	344,600	403,800
	7	158,300	214,400	299,300	346,200	406,500
	8	159,600	216,600	301,000	347,500	409,200
	9	160,600	218,700	302,800	349,300	411,800
	10	162,300	221,000	305,200	351,300	414,400
	11	163,900	223,600	307,600	353,400	417,100
	12	165,500	225,900	310,100	355,300	419,900
	13	166,900	227,900	312,200	357,300	422,500
	14	168,800	230,300	314,600	359,200	425,200
	15	170,700	232,800	317,000	361,000	428,000
	16	172,700	235,200	319,700	362,900	430,700
	17	174,300	237,400	322,100	364,600	433,300
	18	176,400	240,200	324,300	366,500	435,900
	19	178,500	243,200	326,300	368,200	438,400
	20	180,600	246,100	328,400	370,300	441,000
	21	182,700	248,600	330,500	371,800	443,500
	22	184,900	251,300	332,100	373,800	446,100
	23	187,100	253,800	333,500	375,500	448,700
	24	189,300	256,500	334,900	377,400	451,200
	25	191,300	259,000	336,800	378,800	453,500
	26	193,500	261,400	338,700	380,500	455,800
	27	195,600	263,800	340,500	382,400	458,300
	28	197,700	265,900	342,300	384,300	460,800
	29	199,800	268,400	344,200	386,000	463,300

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

	30	201,400	270,500	345,900	387,900	465,800
	31	203,200	272,400	347,400	389,900	468,300
	32	204,900	274,400	349,200	391,800	470,800
	33	206,700	276,100	350,400	393,400	473,100
	34	208,600	278,100	351,800	395,200	475,600
	35	210,500	280,100	353,100	396,800	478,000
	36	212,400	281,900	354,600	398,600	480,500
	37	213,900	283,800	355,800	399,800	482,900
	38	215,800	285,000	357,200	401,300	485,400
	39	217,700	286,200	358,400	402,700	487,800
	40	219,600	287,400	359,800	404,100	490,300
	41	221,500	288,600	360,500	405,500	492,600
	42	223,400	289,300	361,600	406,800	494,800
	43	225,300	289,900	362,800	408,300	497,100
	44	227,200	290,600	363,900	409,900	499,300
	45	228,900	291,300	365,000	411,400	501,000
	46	230,800	292,400	366,200	412,600	502,500
	47	232,600	293,500	367,500	414,200	504,100
	48	234,400	294,600	368,700	415,800	505,600
	49	236,000	295,800	369,800	417,100	507,300
	50	237,800	297,000	371,100	418,500	508,700
	51	239,500	298,000	372,400	420,000	510,100
	52	241,100	298,900	373,700	421,400	511,600
	53	242,500	300,000	374,400	422,800	512,700
	54	244,200	301,000	375,400	424,200	513,900
	55	245,800	302,200	376,300	425,600	515,100
	56	247,300	303,100	377,300	427,000	516,400
	57	248,500	303,600	378,100	428,100	517,300
	58	249,700	304,400	378,900	429,400	518,300
	59	250,600	305,500	379,600	430,800	519,300
	60	251,500	306,400	380,300	432,200	520,300
	61	252,500	307,300	380,900	433,000	521,400
	62	253,400	308,400	381,600	433,900	522,300
	63	254,300	309,500	382,500	434,900	523,000
	64	255,200	310,600	383,400	435,800	523,700
	65	256,100	311,400	384,000	436,700	524,500
	66	257,000	312,500	384,800	437,500	525,300

再任
用職
員以
外の
職員

67	257,800	313,400	385,600	438,100	526,100
68	258,400	314,400	386,400	438,900	526,900
69	259,200	315,400	387,000	439,300	527,600
70	260,500	316,400	387,700	439,900	528,400
71	261,800	317,500	388,400	440,400	529,200
72	263,000	318,600	389,100	440,900	530,000
73	264,400	319,100	389,900	441,400	530,700
74	265,800	320,100	390,500		
75	267,000	321,200	391,100		
76	268,000	322,300	391,800		
77	269,000	323,400	392,500		
78	270,100	324,400	393,100		
79	271,300	325,300	393,700		
80	272,200	326,200	394,300		
81	273,400	327,400	394,900		
82	274,600	328,200	395,500		
83	275,800	328,900	396,100		
84	276,800	329,700	396,700		
85	277,900	330,200	397,200		
86	278,900	330,700	397,700		
87	280,000	331,200	398,200		
88	281,000	331,700	398,900		
89	281,800	332,000	399,300		
90	283,000	332,500			
91	284,000	333,000			
92	285,300	333,500			
93	286,200	333,800			
94	287,200	334,200			
95	288,200	334,700			
96	289,200	335,200			
97	289,500	335,700			
98	290,400	336,200			
99	291,100	336,700			
100	292,000	337,200			
101	292,900	337,700			
102	293,600	338,200			
103	294,300	338,700			

	104	295,000	339,200			
	105	295,700	339,700			
	106	296,200	340,100			
	107	296,700	340,600			
	108	297,200	341,000			
	109	297,400	341,500			
	110	297,800	341,900			
	111	298,100	342,400			
	112	298,400	342,800			
	113	298,700	343,300			
	114	299,000	343,700			
	115	299,300	344,200			
	116	299,600	344,600			
	117	299,900	345,100			
	118	300,300	345,500			
	119	300,600	345,900			
	120	301,000	346,300			
	121	301,300	346,700			
再任用職員		218,500	259,900	284,900	327,500	386,200

備考 この表は、試験場等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究の業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに適用する。

別表第五 医療職給料表（第四条関係）

イ 医療職給料表（一）

職員 の区 分	職務の 等級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	254,800	340,000	402,300	474,000
	2	257,300	343,000	405,200	476,300
	3	259,800	345,800	407,800	478,500
	4	262,300	348,800	410,500	480,800
	5	264,600	351,500	413,000	483,000
	6	268,400	354,500	415,300	485,200
	7	272,200	357,600	417,400	487,400
	8	276,000	360,400	419,300	489,600
	9	279,600	362,800	421,500	491,600
	10	283,600	365,400	424,200	493,700
	11	287,700	368,100	426,800	495,900
	12	291,700	371,000	429,500	498,000
	13	295,400	373,900	432,000	500,100
	14	299,400	377,400	434,500	502,200
	15	303,300	380,400	436,900	504,300
	16	307,200	384,000	439,400	506,400
	17	310,800	387,400	441,400	508,500
	18	314,300	390,200	443,800	510,500
	19	317,800	392,700	446,100	512,500
	20	321,300	395,300	448,500	514,500
	21	324,900	398,000	450,000	516,400
	22	328,700	400,200	452,400	518,200
	23	332,100	402,100	454,800	520,100
	24	335,400	403,700	457,100	522,000
	25	338,900	405,700	459,100	523,700
	26	341,400	408,000	461,400	525,500
	27	344,000	410,200	463,600	527,300

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

		28	346,300	412,600	465,900	529,100
		29	348,800	414,900	468,000	530,700
		30	350,600	417,000	470,300	532,500
		31	352,400	419,000	472,600	534,300
		32	354,400	421,100	474,900	536,100
		33	356,600	423,000	476,900	537,800
		34	358,900	424,800	479,000	539,600
		35	361,000	426,600	481,100	541,300
		36	363,300	428,600	483,200	543,100
		37	365,400	430,500	485,300	544,700
		38	367,800	432,600	487,100	546,300
		39	370,100	434,500	488,900	547,700
		40	372,100	436,500	490,700	549,300
		41	374,300	438,300	492,400	550,800
		42	375,300	440,100	494,200	552,200
		43	376,100	441,800	496,100	553,600
		44	376,800	443,600	497,900	554,900
		45	378,000	445,400	499,500	556,100
		46	379,400	447,200	501,200	557,100
		47	380,900	449,000	503,000	558,100
		48	382,400	450,700	504,800	559,200
		49	383,500	452,500	506,400	560,200
		50	384,500	454,300	507,700	561,100
		51	385,500	456,100	509,000	562,000
		52	386,300	457,900	510,300	562,900
		53	387,200	459,800	511,300	563,700
		54	388,100	461,000	512,600	564,600
		55	388,800	462,200	513,900	565,500
		56	389,800	463,400	515,200	566,400
		57	390,500	464,600	516,300	567,300
		58	391,400	465,600	517,100	568,200
		59	392,200	466,600	517,900	569,100
		60	393,000	467,600	518,700	569,800
		61	393,500	468,400	519,600	570,700
		62	394,000	469,100	520,400	571,600
		63	394,400	469,800	521,300	572,500
		64	394,900	470,500	522,100	573,400

再任職員以外の職員

	65	395,200	471,200	523,000	574,300
	66		471,900	523,900	
	67		472,600	524,600	
	68		473,200	525,500	
	69		473,500	526,400	
	70		474,300	527,200	
	71		475,000	528,100	
	72		475,700	529,000	
	73		476,100	529,800	
	74		476,700	530,700	
	75		477,400	531,600	
	76		478,100	532,300	
	77		478,500	533,100	
	78		479,100	534,000	
	79		479,700	534,900	
	80		480,200	535,800	
	81		480,800	536,600	
	82		481,300	537,600	
	83		481,800	538,500	
	84		482,300	539,400	
	85		482,700	540,200	
	86		483,300	541,100	
	87		483,700	542,000	
	88		484,200	542,900	
	89		484,700	543,700	
	90		485,300		
	91		485,900		
	92		486,300		
	93		486,800		
	94		487,400		
	95		488,000		
	96		488,600		
	97		489,100		

再任用職員		297,600	340,200	394,900	468,200
-------	--	---------	---------	---------	---------

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会の定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表(二)

職員の 区分	職務の 等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	155,800	192,400	227,900	253,600	283,400	328,600	372,900
	2	157,200	194,000	229,500	254,700	285,400	330,600	375,600
	3	158,700	195,600	231,100	255,900	287,500	332,800	378,200
	4	160,100	197,200	232,700	257,200	289,500	335,000	380,900
	5	161,300	198,700	234,100	258,400	291,600	336,800	383,300
	6	163,100	200,300	235,700	259,600	293,700	339,000	386,000
	7	164,800	201,900	237,200	260,700	295,600	341,000	388,600
	8	166,400	203,400	238,800	261,700	297,600	343,200	391,400
	9	168,000	205,000	239,700	263,000	299,400	345,000	393,500
	10	169,700	206,700	241,100	263,800	301,300	347,100	395,800
	11	171,300	208,300	242,600	264,700	302,900	349,300	398,000
	12	173,100	210,000	243,700	265,500	304,500	351,400	400,200
	13	174,500	211,400	245,200	266,600	306,600	352,900	402,300
	14	176,300	213,000	246,500	267,700	308,500	354,900	404,300
	15	178,200	214,600	247,700	268,900	310,600	356,800	406,300
	16	180,100	216,200	249,000	270,000	312,600	358,800	408,400
	17	182,000	217,600	249,800	271,500	314,600	360,600	410,200
	18	183,500	219,200	251,000	273,200	316,600	362,600	412,300
	19	185,300	220,900	252,100	274,900	318,700	364,600	414,200
	20	187,100	222,700	253,200	276,600	320,800	366,600	416,300
	21	188,600	224,000	254,600	278,300	322,600	368,400	418,100
	22	190,100	225,500	255,400	280,000	324,600	370,500	419,700
	23	191,600	226,900	256,300	281,700	326,400	372,600	421,300
	24	193,100	228,400	257,200	283,300	328,500	374,700	422,800
	25	194,700	229,600	258,200	285,100	330,200	376,100	424,300
	26	196,000	231,000	259,300	286,800	332,100	377,900	425,600
	27	197,500	232,300	260,400	288,600	334,100	379,700	426,900
	28	198,900	233,500	261,600	290,200	336,100	381,400	428,200
	29	200,500	234,700	263,000	291,600	337,400	383,200	429,500

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

		30	201,700	236,000	264,700	293,200	339,200	384,700	430,700
		31	203,000	237,500	266,300	294,800	340,900	386,300	432,000
		32	204,300	238,800	267,800	296,500	342,700	388,000	433,100
		33	205,700	239,800	269,100	298,200	344,400	389,300	434,300
		34	207,100	241,100	270,800	299,900	346,200	390,700	435,500
		35	208,400	242,000	272,400	301,700	348,200	392,000	436,700
		36	209,800	243,300	274,000	303,500	350,000	393,200	437,900
		37	210,900	244,600	275,400	304,800	351,800	394,300	439,200
		38	212,200	245,700	276,900	306,600	353,500	395,500	440,000
		39	213,500	246,800	278,500	308,100	355,100	396,600	440,400
		40	214,800	247,900	279,900	309,700	356,800	397,700	441,100
		41	215,900	249,000	281,100	311,400	358,000	398,500	441,600
		42	217,100	249,900	282,500	313,100	359,100	399,300	442,000
		43	218,300	250,800	284,000	314,700	360,300	400,100	442,400
		44	219,500	251,600	285,600	316,400	361,500	400,900	442,800
		45	220,600	252,700	287,100	317,300	362,700	401,300	443,200
		46	221,800	254,000	288,800	318,700	363,500	401,900	443,600
		47	222,800	255,300	290,500	320,200	364,700	402,400	444,000
		48	223,800	256,500	292,100	321,800	365,800	402,800	444,300
		49	224,700	258,000	293,300	323,200	366,800	403,200	444,600
		50	225,600	259,400	294,900	324,500	367,800	403,500	445,000
		51	226,500	260,600	296,200	325,700	368,900	403,800	445,300
		52	227,400	261,800	297,800	327,100	369,900	404,100	445,600
		53	227,700	262,800	299,100	328,200	370,700	404,400	445,900
		54	228,500	264,200	300,600	329,200	371,500	404,700	
	再任職以外の職員	55	229,100	265,500	302,000	330,300	372,400	405,000	
		56	229,900	266,600	303,500	331,300	373,300	405,300	
		57	230,600	267,400	304,500	331,800	373,800	405,600	
		58	231,300	268,600	305,800	332,700	374,600	405,900	
		59	231,900	269,800	307,000	333,500	375,400	406,200	
		60	232,500	270,900	308,400	334,400	376,200	406,600	
		61	233,200	271,800	309,700	335,200	376,600	406,800	
		62	233,800	272,900	310,900	335,500	377,300	407,100	
		63	234,400	274,000	312,200	336,100	378,000	407,400	
		64	235,100	275,100	313,400	336,800	378,700	407,700	
		65	235,700	275,900	314,800	337,400	379,100	407,900	
		66	236,400	277,000	315,600	338,100	379,700		

67	237,100	277,900	316,400	338,800	380,400
68	237,800	279,000	317,200	339,500	381,000
69	238,400	280,000	317,800	340,200	381,400
70	239,000	281,000	318,500	340,700	381,900
71	239,600	282,100	319,200	341,300	382,400
72	240,100	283,200	319,800	341,900	382,900
73	240,700	283,800	320,500	342,200	383,500
74	241,400	284,600	320,700	342,800	384,000
75	242,100	285,100	321,300	343,300	384,600
76	242,700	285,900	321,900	343,900	385,200
77	243,100	286,700	322,500	344,400	385,700
78	243,600	287,300	323,000	344,900	386,200
79	244,100	287,900	323,500	345,400	386,700
80	244,400	288,500	324,000	345,800	387,200
81	244,700	289,200	324,600	346,100	387,500
82	245,000	289,700	325,100	346,400	388,000
83	245,300	290,100	325,500	346,800	388,400
84	245,600	290,500	326,000	347,100	388,800
85	245,900	290,700	326,600	347,700	389,200
86		290,900	327,000	348,000	
87		291,100	327,200	348,300	
88		291,300	327,600	348,600	
89		291,700	328,000	349,000	
90		291,900	328,400	349,300	
91		292,100	328,800	349,700	
92		292,300	329,200	350,000	
93		292,700	329,500	350,400	
94		292,900	329,700	350,700	
95		293,100	330,100	351,000	
96		293,400	330,400	351,300	
97		293,800	330,600	351,600	
98		294,100	330,900	352,000	
99		294,300	331,200	352,400	
100		294,600	331,500	352,800	
101		294,900	331,700	353,300	
102		295,100	332,000	353,700	
103		295,300	332,400	354,100	

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

	104		295,600	332,600	354,500			
	105		295,900	332,800	355,000			
	106			333,000				
	107			333,400				
	108			333,600				
	109			333,800				
	110			334,200				
	111			334,600				
	112			335,000				
	113			335,200				
再任用職員		189,600	216,300	244,700	258,100	283,400	324,300	366,700

備考 この表は、児童福祉施設等に勤務する栄養士その他の職員で人事委員会の定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表(三)

職員 の区 分	職務の 等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	170,700	197,900	244,800	267,000	289,800	331,700	375,900
	2	172,100	199,800	246,600	267,900	291,400	333,800	378,500
	3	173,600	201,900	248,400	268,800	293,000	335,800	381,200
	4	175,000	203,800	250,200	269,700	294,800	338,000	383,800
	5	176,400	205,900	251,600	270,200	296,400	340,000	386,000
	6	177,900	207,900	252,900	271,200	298,200	342,100	388,400
	7	179,500	210,100	254,000	271,900	299,900	344,200	390,800
	8	181,000	212,200	255,300	272,800	301,600	346,300	393,100
	9	182,200	214,200	256,100	273,900	303,300	347,900	395,100
	10	183,900	215,600	257,000	274,500	304,900	349,900	397,200
	11	185,500	217,000	257,900	275,500	306,300	351,800	399,400
	12	187,000	218,200	258,700	276,500	307,600	353,800	401,700
	13	188,400	219,600	259,800	277,500	309,100	355,700	403,600
	14	190,400	221,000	260,800	278,500	310,700	357,800	405,600
	15	192,400	222,600	261,600	279,500	312,500	359,900	407,800
	16	194,400	223,800	262,500	280,600	314,300	361,900	410,000
	17	196,400	225,200	263,000	281,900	316,000	363,900	412,100
	18	198,400	226,700	264,000	283,100	317,600	365,900	414,300
	19	200,500	228,200	264,800	284,100	319,300	368,000	416,500
	20	202,500	229,700	265,600	285,400	321,000	370,200	418,600
	21	204,500	230,800	266,500	286,900	322,400	371,900	420,500
	22	206,400	232,500	267,200	288,500	323,900	374,000	422,400
	23	208,500	234,200	268,100	289,800	325,400	376,100	424,200
	24	210,600	235,800	268,900	291,100	327,000	378,100	426,100
	25	212,200	237,100	269,900	292,200	328,400	380,100	427,800
	26	213,500	238,800	270,700	293,800	329,800	381,700	429,400
	27	214,700	240,500	271,600	295,500	331,300	383,600	431,100
	28	216,000	242,300	272,600	297,000	332,900	385,500	432,800
	29	217,200	243,900	273,800	298,000	334,000	387,300	434,100

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

30	218,300	245,300	275,000	299,400	335,500	389,000	435,400
31	219,600	246,600	276,500	300,800	336,900	391,000	437,000
32	220,700	247,700	277,800	302,300	338,400	392,800	438,500
33	222,100	248,700	279,300	303,700	340,000	394,500	440,200
34	223,400	249,800	280,700	305,200	341,500	396,200	441,800
35	224,700	250,700	281,900	306,900	343,100	398,000	443,200
36	226,000	251,700	283,100	308,500	344,600	399,700	444,600
37	227,100	252,400	284,700	309,800	346,300	401,300	445,700
38	228,500	253,400	285,900	311,200	348,000	403,000	447,000
39	229,800	254,300	287,300	312,600	349,500	404,800	448,300
40	231,200	255,300	288,500	314,200	351,100	406,600	449,700
41	232,100	255,700	289,500	315,700	352,300	408,100	450,700
42	233,500	256,600	290,800	317,100	353,800	409,600	451,400
43	234,800	257,400	292,100	318,500	355,300	411,200	452,200
44	236,200	258,100	293,500	320,000	356,700	412,500	452,800
45	237,400	258,900	294,800	320,800	358,300	413,600	453,800
46	238,800	259,600	296,200	322,200	359,300	414,700	454,500
47	240,100	260,500	297,700	323,600	360,800	415,800	455,300
48	241,400	261,300	299,200	325,100	362,100	417,000	456,100
49	242,400	262,100	300,300	326,200	363,500	418,300	456,800
50	243,500	263,000	301,600	327,700	364,900	419,400	457,500
51	244,500	264,000	302,800	329,000	366,200	420,600	458,200
52	245,500	265,000	304,200	330,300	367,600	421,700	459,000
53	246,200	266,100	305,700	331,700	369,200	422,900	459,800
54	247,200	267,300	307,000	333,100	370,400	423,900	460,600
55	248,100	268,600	308,400	334,500	371,500	425,000	461,300
56	249,000	269,900	309,800	335,800	372,700	426,100	462,000
57	249,700	271,300	310,600	336,700	373,800	427,200	462,800
58	250,700	272,800	311,800	338,000	374,700	427,700	
59	251,300	274,200	313,000	339,200	375,700	428,300	
60	252,100	275,600	314,400	340,500	376,700	428,700	
61	252,900	276,900	315,500	341,600	377,300	429,300	
62	253,700	278,200	316,800	342,500	378,100	429,800	
63	254,500	279,600	318,100	343,700	378,900	430,200	
64	255,300	280,700	319,300	345,000	379,700	430,700	
65	256,000	281,800	320,600	346,100	380,400	431,300	
66	256,700	283,100	321,900	347,300	381,100	431,700	

		67	257,500	284,500	323,200	348,600	381,900	432,100		
		68	258,200	285,800	324,500	349,700	382,600	432,400		
		69	259,000	286,900	325,200	350,700	383,200	432,800		
		70	259,800	288,400	326,300	351,700	383,800			
		71	260,700	289,900	327,500	352,800	384,500			
		72	261,700	291,300	328,400	353,900	385,100			
		73	263,000	292,300	329,700	354,700	385,800			
		74	264,400	293,700	330,400	355,800	386,300			
		75	265,500	294,900	331,500	356,900	386,900			
		76	266,600	296,200	332,700	358,000	387,400			
		77	267,500	297,600	333,800	358,700	387,800			
		78	268,500	298,900	335,000	359,500	388,400			
		79	269,700	300,100	336,100	360,300	388,900			
		80	270,700	301,400	337,300	361,000	389,200			
		81	271,600	301,900	338,400	361,600	389,500			
		82	272,500	303,100	339,500	362,100	390,100			
		83	273,500	304,200	340,500	362,700	390,500			
		84	274,400	305,500	341,600	363,200	390,800			
		85	275,200	306,600	342,500	363,800	391,100			
		86	276,000	307,800	343,500	364,300	391,600			
		87	276,900	309,000	344,400	364,900	392,100			
		88	277,800	310,100	345,400	365,400	392,500			
		89	278,600	311,400	346,400	365,800	392,800			
		90	279,500	312,600	347,200	366,200	393,200			
		91	280,300	313,800	348,100	366,800	393,700			
		92	281,300	315,000	348,900	367,300	394,100			
		93	282,200	315,800	349,500	367,600	394,500			
		94	283,200	316,500	350,100	368,100				
		95	284,100	317,200	350,800	368,500				
		96	285,200	317,800	351,400	368,900				
		97	285,800	318,500	351,800	369,500				
		98	286,600	318,800	352,200	370,000				
		99	287,200	319,400	352,700	370,500				
		100	288,100	320,100	353,100	371,000				
		101	288,900	320,500	353,600	371,600				
		102	289,700	321,100	354,000	372,100				
		103	290,500	321,700	354,500	372,600				

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

104	291,300	322,300	354,900	373,000
105	292,000	322,700	355,200	373,600
106	292,500	323,200	355,700	374,100
107	293,000	323,700	356,100	374,600
108	293,500	324,200	356,400	375,100
109	293,700	324,600	356,900	375,700
110	294,000	325,000	357,400	376,100
111	294,200	325,300	357,900	376,600
112	294,600	325,600	358,400	377,100
113	294,900	326,000	358,900	377,700
114	295,100	326,400	359,400	
115	295,500	326,900	359,900	
116	295,800	327,200	360,300	
117	296,100	327,400	360,700	
118	296,400	327,700	361,100	
119	296,700	328,100	361,600	
120	297,100	328,300	362,100	
121	297,400	328,500	362,500	
122	297,800	328,800	363,000	
123	298,100	329,100	363,500	
124	298,500	329,400	364,000	
125	298,700	329,600	364,300	
126	298,900	329,900		
127	299,200	330,300		
128	299,600	330,500		
129	299,800	330,700		
130	300,100	330,900		
131	300,500	331,300		
132	300,900	331,500		
133	301,100	331,800		
134	301,400	332,200		
135	301,800	332,600		
136	302,100	333,000		
137	302,300	333,300		
138	302,600	333,700		
139	303,000	334,100		
140	303,300	334,500		

141	303,500	334,800						
142	303,900	335,200						
143	304,300	335,500						
144	304,600	335,900						
145	304,800	336,200						
146	305,000	336,600						
147	305,300	337,000						
148	305,800	337,400						
149	306,000	337,700						
150	306,200	338,100						
151	306,500	338,500						
152	306,800	338,900						
153	307,200	339,200						
154	307,400							
155	307,600							
156	307,900							
157	308,200							
158	308,500							
159	308,800							
160	309,100							
161	309,500							
162	309,800							
163	310,100							
164	310,400							
165	310,800							
166	311,100							
167	311,400							
168	311,700							
169	312,100							
再任用職員	236,200	256,600	263,900	274,100	290,500	327,800	372,400	

備考 この表は、児童福祉施設等に勤務する看護師その他の職員で人事委員会の定めるものに適用する。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第二条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十四年山口県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表を次のように改める。

号給	給料月額 円
1	400,000
2	458,000
3	518,000
4	599,000
5	696,000
6	794,000

第五条第二項の表を次のように改める。

号給	給料月額 円
1	334,000
2	369,000
3	396,000

第六条第二項中「千分の千六百二十五」を「百分の百六十五」に改める。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第三条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年山口県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項の表を次のように改める。

号給	給料月額 円
1	378,000
2	424,000
3	474,000
4	535,000
5	611,000
6	713,000
7	834,000

第八条第二項及び第三項中「千分の千六百二十五」を「百分の百六十五」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 第二条及び附則第四項の規定 公布の日
 - 二 第一条中一般職の職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第五条第八項の改正規定 令和五年四月一日
- 2 第一条の規定（前項第二号に掲げる改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の給与条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定及び第三条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、令和四年四月一日から適用する。

(給与の内払)

- 3 職員が、第一条の規定による改正前の給与条例又は第三条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて令和四年四月一日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会への委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、人事委員会が定める。

(地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の一部改正)

5 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和四年山口県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条のうち、一般職の職員の給与に関する条例別表第一再任用職員の欄の改正規定中「188,400」を「188,600」に、「216,000」を「216,200」に、「256,100」を「256,400」に、「275,600」を「275,900」に、「290,800」を「291,100」に、「316,300」を「316,600」に、「358,100」を「358,500」に、「391,300」を「391,800」に、「442,600」を「443,100」に改め、同条例別表第二再任用職員の欄の改正規定中「242,400」を「242,700」に、「254,100」を「254,400」に、「258,300」を「258,500」に、「289,700」を「290,000」に、「306,200」を「306,600」に、「320,400」を「320,700」に、「344,100」を「344,400」に、「379,300」を「379,700」に、「411,000」を「411,500」に改め、同条例別表第三再任用職員の欄の改正規定中「221,100」を「221,400」に、「251,200」を「251,500」に、「280,700」を「281,000」に、「321,600」を「321,900」に、「350,500」を「350,900」に、「397,200」を「397,600」に改め、同条例別表第四再任用職員の欄の改正規定中「218,300」を「218,500」に、「259,700」を「259,900」に、「284,500」を「284,900」に、「327,100」を「327,500」に、「385,800」を「386,200」に改め、同条例別表第五のイの表再任用職員の欄の改正規定中「297,300」を「297,600」に、「339,900」を「340,200」に、「394,500」を「394,900」に、「467,700」を「468,200」に改め、同条例別表五のロの表再任用職員の欄の改正規定中「189,400」を「189,600」に、「216,100」を「216,300」に、「244,400」を「244,700」に、「257,900」を「258,100」に、「283,100」を「283,400」に、「324,000」を「324,300」に、「366,400」を「366,700」に改め、同条例別表第五のハの表再任用職員の欄の改正規定中「236,000」を「236,200」に、「256,300」を「256,600」に、「263,600」を「263,900」に、「273,800」を「274,100」に、「290,200」を「290,500」に、「327,400」を「327,800」に、「372,000」を「372,400」に改める。

議案第十三号

一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

令和四年十一月三十日提出

山口県知事 村岡嗣政

一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職に属する学校職員の給与に関する条例（昭和二十七年山口県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第七条第八項を次のように改める。

- 8 五十五歳を超える学校職員の第六項の規定による昇給（当該年齢に達した日の翌日以後の最初の四月一日以後に行う昇給に限る。）は、当該学校職員が同項に規定する期間の全部を特に良好な成績で勤務した場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、人事委員会規則で定めるところにより決定するものとする。

第十八条の四第二項第一号中「百分の九十五」を「百分の百」に改め、同項第二号中「百分の四十五」を「千分の四百七十五」に改める。

別表第一から別表第四までを次のように改める。

別表第一 行政職給料表（第五条関係）

学校 職員 の 区 分	職務の 等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	150,800	199,500	235,500	267,300	292,100	320,700
	2	151,900	201,300	237,100	269,000	294,300	322,900
	3	153,100	203,100	238,600	270,500	296,400	325,300
	4	154,200	204,900	240,100	272,300	298,400	327,500
	5	155,300	206,400	241,500	274,000	300,200	329,700
	6	156,400	208,200	243,100	275,800	302,200	331,700
	7	157,600	210,000	244,600	277,600	304,000	333,900
	8	158,700	211,800	246,100	279,600	305,700	336,100
	9	159,700	213,400	247,200	281,500	307,600	338,000
	10	161,100	215,200	248,700	283,600	309,900	340,200
	11	162,400	217,000	250,200	285,500	312,100	342,200
	12	163,700	218,800	251,500	287,400	314,400	344,400
	13	164,900	220,200	253,000	289,300	316,500	346,300
	14	166,400	222,100	254,200	291,100	318,600	348,300
	15	167,900	223,800	255,500	292,600	320,800	350,300
	16	169,500	225,600	256,700	294,000	322,900	352,300
	17	170,600	227,200	258,000	295,800	324,800	354,000
	18	172,000	228,900	259,400	297,800	326,900	356,000
	19	173,400	230,500	260,800	299,900	328,900	357,800
	20	174,800	232,000	262,400	301,900	330,900	359,700
	21	176,100	233,300	264,000	303,800	332,600	361,600
	22	178,700	234,900	265,700	306,000	334,700	363,500
	23	181,200	236,500	267,300	308,000	336,700	365,500
	24	183,700	238,000	268,900	310,100	338,800	367,500
	25	186,300	239,000	270,700	311,800	340,200	369,500
	26	188,000	240,500	272,500	313,900	342,100	371,400
	27	189,600	241,900	274,200	315,900	344,000	373,400
	28	191,300	243,100	275,900	317,900	345,900	375,400
	29	192,800	244,300	277,500	319,600	347,600	376,900

	30	194,400	245,300	279,200	321,600	349,500	378,700
	31	196,200	246,300	281,000	323,700	351,400	380,500
	32	197,900	247,300	282,500	325,900	353,200	382,100
	33	199,400	248,400	283,800	327,100	355,100	383,900
	34	200,800	249,300	285,500	329,100	356,900	385,300
	35	202,300	250,200	287,100	331,000	358,700	386,800
	36	203,800	251,200	288,800	333,100	360,400	388,500
	37	205,000	252,100	290,400	335,000	361,800	389,900
	38	206,300	253,400	292,100	336,900	363,100	391,100
	39	207,600	254,600	293,900	338,900	364,500	392,300
	40	208,900	255,900	295,700	340,800	365,900	393,400
	41	210,100	257,200	297,200	342,700	367,300	394,500
	42	211,400	258,600	298,900	344,600	368,200	395,700
	43	212,700	259,800	300,400	346,500	369,300	396,900
	44	214,000	261,000	302,000	348,400	370,400	398,000
	45	215,000	262,100	303,600	349,900	371,200	398,700
	46	216,300	263,400	305,400	351,300	372,100	399,400
	47	217,600	264,700	307,000	352,800	373,000	400,100
	48	218,900	265,800	308,700	354,300	373,900	400,800
	49	219,900	266,900	309,600	355,900	374,800	401,400
	50	221,000	267,900	311,100	356,700	375,600	402,000
	51	222,000	269,100	312,600	357,900	376,400	402,500
	52	223,100	270,200	314,200	358,900	377,200	402,900
	53	224,200	271,200	315,800	359,800	377,900	403,300
	54	225,200	272,200	317,400	360,900	378,600	403,600
	55	226,100	273,300	319,000	361,800	379,300	403,900
	56	227,100	274,400	320,500	362,900	380,000	404,200
	57	227,400	275,300	322,000	363,800	380,500	404,500
	58	228,200	276,300	323,200	364,500	381,100	404,800
	59	228,900	277,200	324,400	365,200	381,700	405,100
	60	229,600	278,300	325,700	365,900	382,400	405,400
再任 用学 校職 員以 外の 学校 職員	61	230,300	279,400	326,400	366,300	382,800	405,700
	62	231,100	280,400	327,300	366,900	383,500	406,000
	63	231,800	281,300	328,100	367,700	384,100	406,300
	64	232,400	282,300	328,900	368,400	384,700	406,600
	65	233,000	282,800	329,800	368,700	385,100	406,900
	66	233,600	283,800	330,200	369,400	385,700	407,200

一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

67	234,200	284,500	330,900	370,100	386,300	407,500
68	234,900	285,400	331,700	370,800	386,900	407,800
69	235,600	286,400	332,500	371,100	387,300	408,000
70	236,200	287,200	333,200	371,700	387,800	408,300
71	236,700	288,000	333,900	372,400	388,400	408,600
72	237,400	288,800	334,600	373,000	389,000	408,900
73	238,100	289,600	335,100	373,300	389,300	409,200
74	238,700	290,100	335,700	373,900	389,700	409,500
75	239,300	290,500	336,200	374,600	390,100	409,800
76	239,800	291,000	336,800	375,200	390,500	410,000
77	240,400	291,200	337,100	375,600	390,800	410,200
78	241,100	291,500	337,600	376,100	391,100	410,500
79	241,900	291,700	338,000	376,700	391,400	410,800
80	242,400	292,100	338,500	377,200	391,700	411,000
81	242,900	292,300	338,900	377,700	391,900	411,200
82	243,500	292,500	339,400	378,300	392,200	411,500
83	244,100	292,900	339,900	378,800	392,500	411,800
84	244,600	293,200	340,400	379,100	392,700	412,000
85	245,100	293,500	340,700	379,500	392,900	412,200
86	245,700	293,800	341,100	380,000	393,200	
87	246,300	294,100	341,600	380,400	393,500	
88	246,800	294,500	342,000	380,800	393,700	
89	247,300	294,800	342,300	381,200	393,900	
90	247,800	295,200	342,700	381,700	394,200	
91	248,100	295,500	343,200	382,100	394,500	
92	248,500	295,900	343,600	382,500	394,700	
93	248,800	296,100	343,800	382,800	394,900	
94		296,300	344,200			
95		296,600	344,700			
96		297,000	345,100			
97		297,200	345,300			
98		297,500	345,700			
99		297,900	346,200			
100		298,300	346,500			
101		298,500	346,800			
102		298,800	347,200			
103		299,200	347,600			

104		299,500	348,000			
105		299,700	348,500			
106		300,000	348,900			
107		300,400	349,300			
108		300,700	349,700			
109		300,900	350,200			
110		301,300	350,600			
111		301,700	350,900			
112		302,000	351,200			
113		302,200	351,700			
114		302,400				
115		302,700				
116		303,100				
117		303,300				
118		303,500				
119		303,800				
120		304,100				
121		304,600				
122		304,800				
123		305,100				
124		305,400				
125		305,700				
再任 用学 校職 員	188,600	216,200	256,400	275,900	291,100	316,600

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての学校職員に適用する。

別表第二 海 事 職 給 料 表 (第五條関係)

学校 職員 の 区 分	職務の 等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	180,800	233,400	277,500	325,800	360,600	418,400
	2	183,100	235,600	279,300	327,900	362,800	420,900
	3	185,600	237,600	281,100	329,900	364,900	423,500
	4	187,900	239,700	282,900	331,900	367,300	426,000
	5	190,300	241,700	284,200	334,100	369,300	428,200
	6	192,800	243,800	286,200	335,600	372,300	430,600
	7	195,200	245,900	288,000	337,200	375,300	433,100
	8	197,800	248,000	289,800	338,600	378,100	435,500
	9	200,200	250,200	290,900	339,800	380,700	437,200
	10	202,600	252,100	293,300	341,700	383,400	439,300
	11	205,000	254,000	295,500	343,700	385,900	441,500
	12	207,500	255,800	297,600	345,900	388,100	443,700
	13	209,800	257,400	299,800	347,800	390,900	445,400
	14	212,300	259,300	302,300	350,000	393,600	447,600
	15	214,900	261,100	304,500	352,100	396,400	449,700
	16	217,400	263,000	306,900	354,400	399,100	451,900
	17	219,700	264,700	309,100	356,700	401,900	454,100
	18	222,200	266,600	311,300	359,100	403,900	456,400
	19	224,800	268,500	313,400	361,300	405,900	458,700
	20	227,400	270,400	315,300	363,600	407,900	460,900
	21	229,600	271,900	317,300	365,800	409,400	463,100
	22	231,200	273,500	318,200	367,800	411,400	464,900
	23	232,800	275,000	319,200	369,500	413,200	466,600
	24	234,400	276,400	320,200	371,000	415,200	468,300
	25	235,900	277,700	321,200	373,100	416,700	469,700
	26	237,300	279,300	322,400	375,500	418,200	471,000
	27	238,800	280,700	323,500	377,900	419,900	472,200
	28	240,000	282,100	324,900	380,200	421,600	473,300
	29	241,600	283,300	326,100	382,200	422,600	474,500

		30	242,400	284,600	327,600	384,300	424,200	475,500
		31	243,500	286,000	329,100	386,500	425,700	476,500
		32	244,600	287,100	330,700	388,600	427,300	477,700
		33	245,800	287,800	332,200	390,400	428,800	478,000
		34	246,700	289,200	333,500	392,000	430,100	479,000
		35	247,500	290,200	334,600	393,600	431,400	480,100
		36	248,400	291,300	336,100	395,400	432,700	481,200
		37	249,100	292,200	337,500	396,900	433,900	482,100
		38	249,800	293,100	338,800	398,300	434,900	483,000
		39	250,600	293,900	340,200	399,800	435,900	483,900
		40	251,500	294,700	341,400	401,300	436,900	484,800
		41	252,400	295,500	342,300	401,800	437,300	485,600
		42	253,300	296,100	343,400	403,100	437,900	486,300
		43	254,100	296,700	344,600	404,300	438,600	487,000
		44	255,000	297,200	345,900	405,700	439,300	487,700
		45	255,700	298,000	347,300	407,100	439,900	488,200
		46	256,600	299,100	348,800	408,500	440,200	488,800
		47	257,400	300,000	350,200	409,900	440,800	489,400
		48	258,100	301,100	351,600	411,300	441,300	490,000
		49	258,500	302,500	352,400	412,600	441,600	490,300
		50	259,000	303,400	353,800	413,500	442,300	490,900
		51	259,500	304,300	355,100	414,400	443,000	491,600
		52	259,800	305,100	356,500	415,300	443,700	492,100
		53	260,000	306,000	357,800	415,500	444,300	492,600
		54	260,300	306,800	359,200	415,900	445,000	493,300
		55	260,600	307,800	360,500	416,400	445,700	493,600
		56	261,200	308,500	361,900	416,900	446,300	494,200
		57	261,500	309,600	362,500	417,300	446,700	494,700
		58	261,800	310,500	363,700	417,500	447,400	
		59	262,100	311,500	364,800	418,100	448,100	
		60	262,400	312,400	366,100	418,500	448,800	
		61	262,700	313,000	367,200	418,800	449,200	
		62	263,000	313,600	367,800	419,400	449,500	
		63	263,400	314,200	368,300	420,000	449,800	
		64	263,700	314,800	369,000	420,600	450,100	
		65	264,000	315,100	369,400	421,200	450,300	
		66	264,300	315,800	369,900	421,800	450,600	

再任
学
校
職
員
以
外
の
学
校
職
員

再任 用学 校職 員		221,400	251,500	281,000	321,900	350,900	397,600
---------------------	--	---------	---------	---------	---------	---------	---------

備考 この表は、人事委員会の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士
その他の学校職員で人事委員会の定めるものに適用する。

別表第三 教育職給料表(第五条関係)

イ 教育職給料表(一)

学校 職員 の 区 分	職務の 等級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	165,200	208,400	333,800	418,900
	2	166,700	210,100	336,000	420,700
	3	168,200	211,700	338,100	422,500
	4	169,700	213,400	340,100	424,200
	5	171,300	215,200	342,200	425,700
	6	173,200	216,800	344,000	427,200
	7	175,000	218,500	345,800	429,100
	8	176,800	220,100	347,400	431,000
	9	178,500	222,000	349,200	432,900
	10	180,700	223,900	351,300	434,700
	11	182,700	225,800	353,400	436,600
	12	184,600	227,700	355,500	438,400
	13	186,500	229,200	357,600	440,100
	14	188,600	231,200	359,600	442,000
	15	190,700	233,200	361,600	443,800
	16	192,800	235,200	363,600	445,700
	17	195,000	237,000	365,200	447,400
	18	197,300	239,700	367,100	449,200
	19	199,800	242,500	369,000	451,000
	20	202,200	245,200	371,000	452,800
	21	204,600	247,800	372,600	454,500
	22	206,200	250,600	374,500	456,200
	23	207,900	253,200	376,300	458,100
	24	209,600	255,900	378,200	459,800
	25	211,100	258,200	379,500	461,500
	26	212,600	260,600	381,300	463,100
	27	214,300	263,100	383,100	464,700

28	215,900	265,400	385,000	466,200
29	217,400	267,900	386,800	467,700
30	219,100	270,200	388,700	469,000
31	220,800	272,400	390,700	470,300
32	222,600	274,500	392,700	471,600
33	224,000	276,600	394,400	472,800
34	225,800	278,800	396,100	473,500
35	227,600	280,900	397,700	474,300
36	229,300	282,800	399,500	475,000
37	230,800	285,200	400,700	475,600
38	232,600	286,900	402,200	
39	234,400	288,800	403,600	
40	236,200	290,600	405,000	
41	237,900	292,000	406,700	
42	239,600	294,100	408,100	
43	241,200	296,100	409,400	
44	242,900	298,300	411,000	
45	244,100	300,300	412,600	
46	245,400	302,700	413,900	
47	246,700	304,900	415,400	
48	247,800	307,600	417,000	
49	249,100	309,800	418,700	
50	250,500	312,200	420,100	
51	251,700	314,500	421,700	
52	253,100	316,700	423,200	
53	254,200	318,800	424,900	
54	255,400	320,600	426,400	
55	256,700	322,200	428,000	
56	257,700	323,800	429,600	
57	259,000	325,700	431,100	
58	259,700	327,900	432,700	
59	260,800	330,000	433,900	
60	261,800	332,000	435,100	
61	262,900	334,100	436,300	
62	263,900	336,200	437,600	
63	265,000	338,400	438,900	
64	265,800	340,600	440,100	

	65	267,100	342,300	441,300
	66	268,500	344,500	442,500
	67	269,900	346,500	443,700
	68	271,500	348,800	444,900
	69	272,800	350,600	446,100
	70	274,100	352,500	447,300
	71	275,400	354,500	448,500
	72	276,700	356,500	449,700
	73	277,700	358,100	450,800
再任 用学 校職 員以 外の 学校 職員	74	278,900	360,000	451,400
	75	280,200	361,800	451,900
	76	281,200	363,700	452,400
	77	282,100	365,500	453,000
	78	283,100	367,200	
	79	284,100	369,000	
	80	285,200	370,600	
	81	286,300	372,100	
	82	287,500	373,600	
	83	288,700	375,100	
	84	289,900	376,500	
	85	290,900	377,600	
	86	292,000	379,000	
	87	293,000	380,400	
	88	294,200	381,700	
	89	295,300	383,000	
	90	296,400	384,300	
	91	297,600	385,500	
	92	298,800	386,800	
	93	299,300	388,100	
	94	300,300	389,200	
	95	301,400	390,600	
	96	302,600	391,800	
	97	303,600	393,200	
	98	304,700	394,200	
	99	305,800	395,300	
	100	306,900	396,300	

101	307,800	397,200
102	308,900	398,200
103	310,000	399,300
104	311,000	400,400
105	311,600	401,100
106	312,500	402,000
107	313,300	402,900
108	314,100	403,800
109	315,000	404,600
110	315,400	405,500
111	315,800	406,300
112	316,300	407,100
113	316,900	407,700
114	317,300	408,400
115	317,800	409,100
116	318,300	409,800
117	318,900	410,400
118	319,400	411,000
119	319,800	411,400
120	320,300	411,800
121	320,800	412,200
122	321,200	412,500
123	321,700	412,800
124	322,200	413,000
125	322,800	413,200
126	323,100	413,500
127	323,400	413,800
128	323,700	414,000
129	323,900	414,200
130	324,200	414,500
131	324,500	414,800
132	324,800	415,000
133	325,000	415,200
134	325,200	415,500
135	325,400	415,800
136	325,700	416,000
137	326,000	416,200

一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

	138	326,200	416,500		
	139	326,600	416,800		
	140	326,900	417,000		
	141	327,100	417,200		
	142	327,300	417,500		
	143	327,600	417,800		
	144	327,800	418,000		
	145	328,100	418,200		
	146	328,300			
	147	328,600			
	148	328,900			
	149	329,100			
	150	329,300			
	151	329,600			
	152	329,900			
	153	330,100			
再任用学校職員		235,100	275,600	332,700	417,200

備考 (一) この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の学校職員で人事委員会の定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける学校職員のうち、その職務の等級が3級である学校職員で人事委員会の定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

ロ 教育職給料表(二)

学校 職員 の 区 分	職務の 等級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	165,200	181,100	297,400	408,600
	2	166,700	183,200	300,000	410,100
	3	168,200	185,300	302,800	411,700
	4	169,700	187,500	305,200	413,200
	5	171,300	189,500	307,800	414,600
	6	173,200	191,500	309,900	416,000
	7	175,000	193,600	312,200	417,500
	8	176,800	195,700	314,300	419,100
	9	178,500	197,900	316,400	420,500
	10	180,700	200,600	318,700	421,900
	11	182,700	203,200	321,100	423,300
	12	184,600	205,800	323,600	424,600
	13	186,500	208,400	326,000	425,900
	14	188,600	210,100	328,000	427,300
	15	190,700	211,700	329,900	428,700
	16	192,800	213,400	332,000	430,100
	17	195,000	215,200	333,800	431,300
	18	197,300	216,800	336,000	432,700
	19	199,800	218,500	338,100	433,900
	20	202,200	220,100	340,100	435,200
	21	204,600	222,000	342,200	436,300
	22	206,200	223,900	344,000	437,500
	23	207,900	225,800	345,800	438,800
	24	209,600	227,700	347,400	440,100
	25	211,100	229,200	349,200	441,400
	26	212,500	231,200	351,000	442,600
	27	214,100	233,200	352,900	443,600
	28	215,600	235,200	354,800	444,700
	29	217,300	237,000	356,600	445,900

一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

	30	219,000	239,700	358,400	446,700
	31	220,700	242,500	360,100	447,500
	32	222,500	245,200	362,000	448,400
	33	223,800	247,800	363,300	449,300
	34	225,500	250,600	365,000	449,800
	35	227,200	253,200	366,500	450,300
	36	228,800	255,900	368,300	450,800
	37	230,200	258,200	370,300	451,300
	38	231,900	260,600	371,800	
	39	233,600	263,100	373,100	
	40	235,300	265,400	374,700	
	41	236,900	267,900	375,800	
	42	238,600	270,200	377,200	
	43	240,200	272,400	378,600	
	44	241,800	274,500	380,100	
	45	243,500	276,600	381,500	
	46	245,000	278,800	383,100	
	47	246,300	280,900	384,700	
	48	247,600	282,800	386,200	
	49	248,700	285,200	387,600	
	50	250,000	286,900	389,100	
	51	251,400	288,800	390,700	
	52	252,500	290,600	392,100	
	53	253,600	292,000	393,300	
	54	255,000	294,100	394,600	
	55	256,000	296,100	395,700	
	56	257,000	298,300	396,800	
	57	258,200	300,300	398,200	
	58	259,200	302,700	399,400	
	59	260,300	304,900	400,600	
	60	261,300	307,600	401,900	
	61	262,500	309,800	403,100	
	62	263,200	312,200	404,100	
	63	264,200	314,500	405,500	
	64	264,800	316,700	406,800	
	65	265,800	318,800	408,000	
	66	267,200	320,600	409,100	

	67	268,300	322,200	410,300
	68	269,600	323,800	411,500
	69	271,100	325,700	412,500
	70	272,600	327,900	413,700
	71	273,900	330,000	414,900
	72	275,300	332,000	416,100
	73	276,100	334,100	416,700
	74	277,100	336,200	417,500
	75	278,300	338,400	418,200
	76	279,300	340,600	418,700
	77	280,500	342,300	419,000
	78	281,500	344,200	419,400
	79	282,700	345,900	419,800
	80	283,600	347,800	420,200
	81	284,900	349,600	420,500
	82	285,700	351,400	420,900
	83	286,700	352,800	421,300
	84	287,700	354,600	421,600
	85	288,600	355,800	421,900
	86	289,500	357,400	422,300
	87	290,200	358,900	422,700
	88	291,200	360,400	423,000
	89	292,200	361,700	423,300
	90	293,100	363,000	423,600
	91	294,000	364,400	423,900
	92	294,800	365,800	424,100
	93	295,100	367,300	424,300
	94	295,800	368,700	
	95	296,500	370,000	
	96	297,300	371,200	
	97	298,100	372,200	
	98	298,900	373,200	
	99	299,700	374,200	
	100	300,400	375,200	
	101	301,300	376,100	
	102	301,800	377,100	
	103	302,300	378,100	

再任
用学
校職
員以
外の
学校
職員

	104	302,800	379,100		
	105	303,000	379,900		
	106	303,400	380,800		
	107	303,700	381,700		
	108	303,900	382,700		
	109	304,100	383,500		
	110	304,300	384,500		
	111	304,600	385,500		
	112	304,900	386,500		
	113	305,100	387,100		
	114	305,300	388,000		
	115	305,600	388,900		
	116	305,900	389,900		
	117	306,200	390,700		
	118	306,500	391,400		
	119	306,800	392,200		
	120	307,100	393,000		
	121	307,300	393,600		
	122	307,500	394,400		
	123	307,700	395,100		
	124	308,000	395,800		
	125	308,300	396,400		
	126		397,100		
	127		397,600		
	128		398,200		
	129		398,900		
	130		399,500		
	131		400,000		
	132		400,500		
	133		400,800		
	134		401,100		
	135		401,400		
	136		401,700		
	137		402,000		
	138		402,300		
	139		402,600		
	140		402,900		

141		403,200		
142		403,500		
143		403,800		
144		404,100		
145		404,300		
146		404,600		
147		404,900		
148		405,100		
149		405,300		
150		405,600		
151		405,900		
152		406,100		
153		406,300		
154		406,600		
155		406,900		
156		407,100		
157		407,300		
再任用 学校職員	226,300	272,400	325,900	407,100

備考 (一) この表は、中学校、小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭その他の学校職員で人事委員会の定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける学校職員のうち、その職務の等級が3級である学校職員で人事委員会の定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第四 医療職給料表（第五条関係）

学校 職員 の 区 分	職務の 等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	155,800	192,400	227,900	253,600	283,400
	2	157,200	194,000	229,500	254,700	285,400
	3	158,700	195,600	231,100	255,900	287,500
	4	160,100	197,200	232,700	257,200	289,500
	5	161,300	198,700	234,100	258,400	291,600
	6	163,100	200,300	235,700	259,600	293,700
	7	164,800	201,900	237,200	260,700	295,600
	8	166,400	203,400	238,800	261,700	297,600
	9	168,000	205,000	239,700	263,000	299,400
	10	169,700	206,700	241,100	263,800	301,300
	11	171,300	208,300	242,600	264,700	302,900
	12	173,100	210,000	243,700	265,500	304,500
	13	174,500	211,400	245,200	266,600	306,600
	14	176,300	213,000	246,500	267,700	308,500
	15	178,200	214,600	247,700	268,900	310,600
	16	180,100	216,200	249,000	270,000	312,600
	17	182,000	217,600	249,800	271,500	314,600
	18	183,500	219,200	251,000	273,200	316,600
	19	185,300	220,900	252,100	274,900	318,700
	20	187,100	222,700	253,200	276,600	320,800
	21	188,600	224,000	254,600	278,300	322,600
	22	190,100	225,500	255,400	280,000	324,600
	23	191,600	226,900	256,300	281,700	326,400
	24	193,100	228,400	257,200	283,300	328,500
	25	194,700	229,600	258,200	285,100	330,200
	26	196,000	231,000	259,300	286,800	332,100
	27	197,500	232,300	260,400	288,600	334,100
	28	198,900	233,500	261,600	290,200	336,100
	29	200,500	234,700	263,000	291,600	337,400

		30	201,700	236,000	264,700	293,200	339,200
		31	203,000	237,500	266,300	294,800	340,900
		32	204,300	238,800	267,800	296,500	342,700
		33	205,700	239,800	269,100	298,200	344,400
		34	207,100	241,100	270,800	299,900	346,200
		35	208,400	242,000	272,400	301,700	348,200
		36	209,800	243,300	274,000	303,500	350,000
		37	210,900	244,600	275,400	304,800	351,800
		38	212,200	245,700	276,900	306,600	353,500
		39	213,500	246,800	278,500	308,100	355,100
		40	214,800	247,900	279,900	309,700	356,800
		41	215,900	249,000	281,100	311,400	358,000
		42	217,100	249,900	282,500	313,100	359,100
		43	218,300	250,800	284,000	314,700	360,300
		44	219,500	251,600	285,600	316,400	361,500
		45	220,600	252,700	287,100	317,300	362,700
		46	221,800	254,000	288,800	318,700	363,500
		47	222,800	255,300	290,500	320,200	364,700
		48	223,800	256,500	292,100	321,800	365,800
		49	224,700	258,000	293,300	323,200	366,800
		50	225,600	259,400	294,900	324,500	367,800
		51	226,500	260,600	296,200	325,700	368,900
		52	227,400	261,800	297,800	327,100	369,900
		53	227,700	262,800	299,100	328,200	370,700
		54	228,500	264,200	300,600	329,200	371,500
		55	229,100	265,500	302,000	330,300	372,400
		56	229,900	266,600	303,500	331,300	373,300
		57	230,600	267,400	304,500	331,800	373,800
		58	231,300	268,600	305,800	332,700	374,600
		59	231,900	269,800	307,000	333,500	375,400
		60	232,500	270,900	308,400	334,400	376,200
		61	233,200	271,800	309,700	335,200	376,600
		62	233,800	272,900	310,900	335,500	377,300
		63	234,400	274,000	312,200	336,100	378,000
		64	235,100	275,100	313,400	336,800	378,700
		65	235,700	275,900	314,800	337,400	379,100
		66	236,400	277,000	315,600	338,100	379,700

再任
用学
校職
員以
外の
学校
職員

	67	237,100	277,900	316,400	338,800	380,400
	68	237,800	279,000	317,200	339,500	381,000
	69	238,400	280,000	317,800	340,200	381,400
	70	239,000	281,000	318,500	340,700	381,900
	71	239,600	282,100	319,200	341,300	382,400
	72	240,100	283,200	319,800	341,900	382,900
	73	240,700	283,800	320,500	342,200	383,500
	74	241,400	284,600	320,700	342,800	384,000
	75	242,100	285,100	321,300	343,300	384,600
	76	242,700	285,900	321,900	343,900	385,200
	77	243,100	286,700	322,500	344,400	385,700
	78	243,600	287,300	323,000	344,900	386,200
	79	244,100	287,900	323,500	345,400	386,700
	80	244,400	288,500	324,000	345,800	387,200
	81	244,700	289,200	324,600	346,100	387,500
	82	245,000	289,700	325,100	346,400	388,000
	83	245,300	290,100	325,500	346,800	388,400
	84	245,600	290,500	326,000	347,100	388,800
	85	245,900	290,700	326,600	347,700	389,200
	86		290,900	327,000	348,000	
	87		291,100	327,200	348,300	
	88		291,300	327,600	348,600	
	89		291,700	328,000	349,000	
	90		291,900	328,400	349,300	
	91		292,100	328,800	349,700	
	92		292,300	329,200	350,000	
	93		292,700	329,500	350,400	
	94		292,900	329,700	350,700	
	95		293,100	330,100	351,000	
	96		293,400	330,400	351,300	
	97		293,800	330,600	351,600	
	98		294,100	330,900	352,000	
	99		294,300	331,200	352,400	
	100		294,600	331,500	352,800	
	101		294,900	331,700	353,300	
	102		295,100	332,000	353,700	
	103		295,300	332,400	354,100	

	104		295,600	332,600	354,500	
	105		295,900	332,800	355,000	
	106			333,000		
	107			333,400		
	108			333,600		
	109			333,800		
	110			334,200		
	111			334,600		
	112			335,000		
	113			335,200		
再任 用学 校職 員		189,600	216,300	244,700	258,100	283,400

備考 この表は、県立学校、中学校、小学校及び共同調理場に勤務する学校栄養職員、技術職員その他の学校職員で人事委員会の定めるものに適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 附則第四項の規定 公布の日
 - 二 第七条第八項の改正規定 令和五年四月一日
- 2 この条例（前項第二号に掲げる改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の一般職に属する学校職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和四年四月一日から適用する。

(給与の内払)

- 3 学校職員が、この条例による改正前の一般職に属する学校職員の給与に関する条例の規定に基づいて令和四年四月一日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会への委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、人事委員会が定める。

(地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の一部改正)

- 5 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和四年山口県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第三条のうち、一般職に属する学校職員の給与に関する条例別表第一再任用学校職員の欄の改正規定中「188,400」を「188,600」に、「216,000」を「216,200」に、「256,100」を「256,400」に、「275,600」を「275,900」に、「290,800」を「291,100」に、「316,300」を「316,600」に改め、同条例別表第二再任用学校職員の欄の改正規定中「221,100」を「221,400」に、「251,200」を「251,500」に、「280,700」を「281,000」に、「321,600」を「321,900」に、「350,500」を「350,900」に、「397,200」を「397,600」に改め、同条例別表第三のイの表再任用学校職員の欄の改正規定中「234,900」を「235,100」に、「275,300」を「275,600」に、「332,300」を「332,700」に

「416,700」を「417,200」に改め、同条例別表第三の口の表再任用学校職員の欄の改正規定中「226,000」を「226,300」に、「272,100」を「272,400」に、「325,600」を「325,900」に、「406,700」を「407,100」に改め、同条例別表第四再任用学校職員の欄の改正規定中「189,400」を「189,600」に、「216,100」を「216,300」に、「244,400」を「244,700」に、「257,900」を「258,100」に、「283,100」を「283,400」に改める。

議案第十四号

知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

令和四年十一月三十日提出

山口県知事 村岡 政

知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

(知事等の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第一条 知事等の給与及び旅費に関する条例(昭和三十二年山口県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

第九条ただし書中「千分の千六百二十五」を「千分の千六百七十五」に改める。

第二条 知事等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第九条ただし書中「千分の千六百七十五」を「百分の百六十五」に改める。

(山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第三条 山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和三十一年山口県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第四条中「千分の千六百二十五」を「千分の千六百七十五」に改める。

知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

第四条 山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第四条中「千分の千六百七十五」を「百分の百六十五」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第二条及び第四条の規定は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の知事等の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の知事等給与条例」という。）の規定及び第三条の規定による改正後の山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（以下「改正後の議員報酬条例」という。）の規定は、令和四年十二月一日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 第一条の規定による改正前の知事等の給与及び旅費に関する条例又は第三条の規定による改正前の山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて令和四年十二月に支給された期末手当は、改正後の知事等給与条例又は改正後の議員報酬条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第十五号

会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

令和四年十一月三十日提出

山口県知事 村岡 嗣 政

会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例（令和元年山口県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表定型的な業務に従事する職員の項中「一五五、五〇〇円」を「一五九、七〇〇円」に、「七、四〇〇円」を「七、六〇〇円」に、「九六〇円」を「九八〇円」に改め、同表相当の知識又は経験を必要とする業務に従事する職員の項中「三〇五、三〇〇円」を「三〇五、七〇〇円」に、「一四、五四〇円」を「一四、五六〇円」に改める。

第十条第一項の表定型的な業務に従事する職員の項中「一五五、五〇〇円」を「一五九、七〇〇円」に改め、同表相当の知識又は経験を必要とする業務に従事する職員の項中「三〇五、三〇〇円」を「三〇五、七〇〇円」に改める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

議案第十六号

会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

令和四年十一月三十日提出

山口県知事 村岡嗣政

会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例（令和元年山口県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表定型的な業務に従事する職員の項中「一五五、五〇〇円」を「一五九、七〇〇円」に、「七、四〇〇円」を「七、六〇〇円」に、「九六〇円」を「九八〇円」に改め、同表相当の知識又は経験を必要とする業務に従事する職員の項中「三〇五、三〇〇円」を「三〇五、七〇〇円」に、「一四、五四〇円」を「一四、五六〇円」に改め、同表専門的な知識又は経験を必要とする教育に関する業務に従事する職員の項中「三九、六七〇円」を「三九、七一〇円」に改める。

第十条第一項の表定型的な業務に従事する職員の項中「一五五、五〇〇円」を「一五九、七〇〇円」に改め、同表相当の知識又は経験を必要とする業務に従事する職員の項中「三〇五、三〇〇円」を「三〇五、七〇〇円」に改める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

議案第十七号

山口県自然海浜保全地区条例の一部を改正する条例

令和四年十一月三十日提出

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県自然海浜保全地区条例の一部を改正する条例

山口県自然海浜保全地区条例（昭和五十六年山口県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十二条の七及び第十二条の八」を「第十二条の十三及び第十二条の十四」に改める。

第二条第一項第一号中「水際線付近」の下に「又はその水深がおおむね二十メートルを超えない海域」を、「砂浜」の下に「、干潟」を、「自然」の下に「（以下この号において「砂浜等」という。）」を、「もの」の下に「（損なわれた砂浜等が再生され、又は砂浜等が新たに創出されたものを含む。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。